

官報 号外

平成二十五年十一月二十七日

○第百八十五回 参議院会議録第十号

平成二十五年十一月二十七日(水曜日)

午前十時六分開議

○議事日程 第十号

平成二十五年十一月二十七日

午前十時開議

第一 安全保障會議設置法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)

第二 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 交通政策基本法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、特定秘密の保護に関する法律案(趣旨説明以下 議事日程のとおり)

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
特定秘密の保護に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。国務大臣森まさこ君。

〔国務大臣森まさこ君登壇、拍手〕

○国務大臣(森まさこ君) ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘密にすることが必要であるものについて、これを適

確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを……(発言する者あり)

○議長(山崎正昭君) 静粛に願います。

○国務大臣(森まさこ君)(続) 目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その趣旨を御説明いたします。

第一に、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘密にすることが必要であるものを特定秘密として指定するものとしております。

第二に、特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該特定秘密を提供することができるものとしております。

第三に、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行つてはならないものとしております。

第四に、この法律の適用に当たつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分配

慮しなければならないとしております。

第五に、特定秘密の取扱いの業務に従事する者であつて、その業務により知得した特定秘密を漏らしたものの等に対する所要の罰則を設けることとしております。

第六に、自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するため自衛隊法の一部を改正するとともに、特定秘密の保護に関し、施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法の一部を改正するものとしております。

以上のほか、所要の規定を整備するものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、安全保障の定義及びこれによる特定秘密の範囲の限定についてであります。

安全保障を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義することにより、特定秘密の範囲を安全保障に関するものに限定することができるとしております。

第二に、特定秘密を指定することができる行政機関の限定についてであります。

内閣総理大臣が我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理に関する有識者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長は、特定秘密の指定を行わな

指定の有効期間は、指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければ、通じて

三十年を超えることができないものとするとしておりませんが、指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる場合であつても、特に秘匿性の高い情報として限定列举するものを除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができないものとするとしておりません。

第四に、国立公文書館等への移管についてであります。

行政機関の長は、指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することについての内閣の承認が得られなかったときは、その情報が記録された行政文書ファイル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないものとするとしております。

第五に、特定秘密の提供の義務についてであります。

公益上の必要による特定秘密の提供に関する規定について、「提供することができ」から「提供することとする」とするとともに、国会に対して特定秘密を提供する場合には、国会において定める措置が講じられるものとしております。

第六に、特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報告等についてであります。

内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施に関する基準を定め、また変更しようとするときは、有識者の意見を聴いた上で、その案を作成

し、閣議の決定を求めなければならないものとする
こととしております。

そして、内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定等の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならないものとするとしております。

また、内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施が基準に従って行われていることを確保するたため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに改善すべき旨の指示をするこ

第七に、国会への報告等についてであります。

政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとするとしております。

第八に、取得罪の目的犯化についてであります。

違法行為等による特定秘密の取得については、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で取得した者に限り、処罰するものとしております。

第九に、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置についてであります。

施行日から起算して五年を経過する日までの間、特定秘密を保有したことがない行政機関として政令で定めるものを、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関から除外することとしております。

第十に、指定及び解除の適正の確保についてであります。

政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することができる新たな機関の設置その他特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする」としておられます。

第十一に、国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方についてであります。

国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

第十二に、別表に掲げる事項の明確化についてあります。

別表に挙げる事項のうち安全保障、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止に関しそれぞれ収集した情報について、「その他の重要な情報」という文言を削り、より明確な表現に置き換えるものとしております。

これらのほか、所要の規定を整理することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

○議長(山崎正昭君) たいだいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。宇都隆史君。

〔宇都隆史君登壇、拍手〕

○宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。

私は、参議院自民党を代表して、ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法案等に対し質問をいたします。

第二次安倍政権が誕生し、安全保障政策に関して、これまで止まっていた時計の針が確実に動き始めたのを日々実感いたします。日本を取り戻すことに対し、国民が強い支持をしている今こそ、主権者の代表者たる私たち国会議員は、与野党の垣根を越えて、日本の国益を守るためという一点において結束し、国家の重要法案の成立に向けて建設的な議論を重ね、その成立に全力を傾注しなければなりません。

我々参議院自民党は、与党としての法案成立に、万全を尽くすと同時に、送られてきた法案に対し、議論を通じて残された問題を吟味し、より洗練されたものとして法案の最終的な成立を実現する使命を帯びています。残された短い会期中での法案成立が、国民から成立ありきの拙速な審議とのそしりを受けぬよう、参議院各会派の議員の皆様にも、引き続き、建設的、積極的な国会論戦をお願い申し上げます。

では、質問をいたします。

本法案に対しては、海外の有識者や我が国の国民の間にもまだ様々な不安や懸念の声があることを政府としては真摯に受け止めなければなりません。不安や懸念の根源は、なぜ現行法では十分なのか、安全保障上の観点から本法案の成立が不可欠な理由が国民に対し説明し切れていないからではないでしょうか。

第一に、本法案は、日本の主権や国民の安全を守るために必要不可欠であるということです。安全保障にかかわる特定の情報を政府が適切に管理

することは、一見、個人の知る権利の侵害のようにも映りますが、国民全体の安全を確保するためには、情報管理に対する一定のルールと秩序が必要であるということを国民に対し正面から訴えなければなりません。

第二に、各国から信頼され、尊敬される日本の外交を取り戻すためには、国のリーダーである総理大臣に重要な情報を集約させ、事態に応じた即時対応の国のかじ取りを行う必要があります。しかし、現行法では政治家の秘密漏えいには罰則規定がなく、国家の安全保障にかかわる重要情報は適時適切に必要な政治家に提供されない可能性があるのが現状です。正しい文民統制を維持するためにも、主権者の代表者たる政治家に対し適切に情報が提供される必要があります。

第三に、それぞれの行政機関において情報保全措置に差があり、互いに情報を共有し合える体制になっていないという問題です。本法案は、省庁間に共通した情報管理のルールを定めることで、情報の統制の垣根を取り払い、外交・安全保障政策の推進に政府一丸となって取り組めるようにするものです。

本法案の意義を改めて総理の言葉で国民に示していただきたいと思います。

次に、特定秘密の範囲について伺います。

本法案に関する大きな誤解の一つは、この法案によって、これまで公開されていた一般に知り得る情報が新たに特定秘密に指定されるわけではないという点です。

この法律で特定秘密に指定される情報は、現在でも既に各行政機関において秘密の指定がなされている情報であり、その中でも安全保障にかかわる一部を新たに特定秘密として共有化し、その保護を強化するものです。国民の懸念を払拭するた

めにも、国民の知る権利の範囲が今まで以上に狭められるわけではないということを国民に正しく説明する必要があると考えますが、総理の見解を伺います。

また、政府に都合の悪い情報を恣意的に指定し隠蔽を図る行為は、特定秘密を漏えいする行為と同様に罪が重いと考えますが、政府の恣意的な隠蔽に関する罰則規定等の必要性について、総理にお考えを伺います。

次に、本法案では、特定秘密を指定できる行政機関は、原則全ての行政機関ということになっております。しかし、安全保障上必要な情報を内閣官房、防衛省、外務省、警察庁以外の行政機関が取り扱うことがあるのでしょうか。国民の中には、無秩序な特定秘密の指定を懸念する声があります。そのような心配を払拭するためにも、上記以外の省庁が扱う情報で、本条別表に該当する事項にはどのようなものがあるのか、具体的に御説明ください。

情報管理の必要性は多くの国民が理解をしております。しかし同時に、政府が管理する秘密は一定期間を経た後に主権者たる国民に公開され、後世の検証を可能とするルールを策定することこそが、成熟した民主主義社会を維持するための基本原則であるという有識者の声も少なくありません。

本法案の修正協議において、四条に規定する七項目に関する以外の情報は、通算六十年を超えて延長することができず、また、通算三十年を超えた延長については、内閣の承認が得られなかった場合、保存期間終了後、全て国立公文書館等に移管するとの修正がなされたことは、知る権利とのバランスを保つ上で評価に値するものと考えております。

安全保障会議設置法案の審議の中においても、後世の検証を可能とするための議事録の作成に関しては、総理も前向きに検討する旨の答弁をなされましたが、当時代の政治家や行政職員の英知を知的財産として後世に受け継ぐ必要性とそのための手法について、総理のお考えをお聞かせください。

本法案に反対する意見の中には、原発事故の情報が公開されなくなる、普通の人がある日突然逮捕されるといった、無知から生じる荒唐無稽な批判もありますが、日本ペンクラブの浅田次郎会長は、今は大丈夫でも、後世のカリスマ権力者にとつて最大の武器となり、悪用される可能性は高いとの意見は傾聴に値すると思います。時代の権力者は、常に安倍総理のような強い正義感と深い見識に満ちたリーダーばかりとは限りません。

本法案の第十九条では、政府は、毎年、有識者会議の意見を付して、特定秘密の指定、解除及び適性評価の実施状況について国会報告をし、公表することとの修正がなされました。行政機関の行う特定秘密の指定に対し、国権の最高機関である国会がそのチェック機能を果たすことは、専制政治から民主主義を守る上で大きな意義があると評価します。

しかし、何が特定秘密に指定されているかのチェックに対しては、国会における保護措置、つまり秘密会の制度が確立されない限り機能はいたしません。国会における秘密会制度の確立は急務だと思われませんが、総理の御見解はいかがでしょう。

次に、知る権利と国防の責務の関係について質問をいたします。

私は、前職の自衛官時代、権限と責任の関係を、始めから権限が存在するのではなく、その職

の責任に応じて権限が与えられ、それと同時に権限と同程度の義務を負うと習いました。このことは、知る権利も同様で、生まれながらにして何人たりとも全ての情報を国から知り得るべき権利を保有しているとは考えられないのではないのでしょうか。

特に、本法案の別表に掲げられる安全保障にかかわるような情報は、それを扱う責務を有する立場の政治家や行政職員に限定して提供されるべきであり、それと同時に重い責任と義務を背負うのが当然です。情報管理の分野では、これを二ード・ツー・ノウの原則とも言います。本法案二十一条において十分に配慮するとされている国民の知る権利及び報道の自由と、この二ード・ツー・ノウの原則のあるべきバランスについて、総理はいかがお考えでしょうか。

最後に、昔から、情報を制する者は世界を制すると言います。

本法案は、我が国の国益と日本国民の安全を守るため、そして我が国が先進国の一員として世界の平和と安定に貢献するため、必要不可欠な法制度です。しかし同時に、日ごろからの情報収集・分析、政策への活用という一連のスムーズな活動がなされなければ、国の存続や地域の安定は図れません。そのためには、防衛省、外務省を中心とした情報にかかわる人的基盤を今まで以上に育成強化していく必要があります。

本年度に策定される予定の国家安全保障戦略や防衛計画の大綱において、情報機能に対してはより具体的な事項を明記するとともに、来年度の予算策定においては、情報分野における人員の一層の拡充に対し、総理の特段の御配慮を心よりお願いを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宇都隆史議員にお答えをいたします。

本法案の意義についてのお尋ねがありました。外国との情報共有は、情報保全が確立されていることが前提であり、また、政府部内の情報共有が促進され、特に安全保障会議の審議がより効率的に行われるためには、秘密保護に関する共通ルールの確立が不可欠です。しかしながら、これまで防衛分野以外の安全保障に関する秘密については一般的な国家公務員法の守秘義務の定めしかなく、また、適性評価等について規定する法律が存在しませんでした。

本法案は、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定め、その漏えいの防止を図るものであり、これにより我が国及び国民の安全を確保できるものと考えます。

本法案と国民の知る権利との関係についてお尋ねがありました。

特定秘密は、従来から秘密として扱われている情報のうち特に秘匿を要するものを指定するものであり、従来の秘密の範囲を拡大するものではありません。

国民の知る権利が憲法第二十一条の保障する表現の自由と結び付いたものとして十分尊重されるべきことは当然のことであり、本法案第二十二条では、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由を十分配慮しなければならないとの明文の規定を置くなど、知る権利を十分尊重しつつ、特定秘密の保護を図ることとしております。知る権利が狭まることはありません。

情報の隠蔽に関する罰則規定の必要性についてのお尋ねがありました。

本法案では、特定秘密は、法律の別表に限定列

挙された事項に関する情報について、外部の有識者の意見を反映させた基準に基づいて大臣等の行政機関の長が指定することとしており、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう重層的な仕組みを設けております。

本法案に従って特定秘密の指定を行うことは当然のことであり、本法案に定める要件に適合しない情報を特定秘密に指定した者を罰する旨を改めて規定する必要はないと考えます。本法案が成立した際には、その規定に基づき適正な運用を行うてまいります。

内閣官房、防衛省、外務省、警察庁以外の行政機関が取り扱う情報についてのお尋ねがありました。

御指摘の、行政機関以外の行政機関が取り扱う情報で別表に該当する事項に関する情報としては、例えば海上保安庁や公安調査庁が情報収集活動を行っているテロリズムに関する情報があります。

政府の活動等を後世に受け継ぐ必要性等についてお尋ねがありました。

時々の政権は、その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を負っており、そのために必要な記録を残すことは重要なことであります。本法案により、特定秘密が記録された文書についても、公文書管理法の適用を受け、歴史資料として重要な文書は国立公文書館等に移管され保存されることとなります。

国会における秘密の保護措置についてお尋ねがありました。

修正案により、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたところであります。本法

案が成立した場合には、その規定に基づき、国会において講じられる保護措置の具体的な方について国会において十分な御議論がなされるものと考えております。

国民の知る権利及び報道の自由と秘密の保護の必要性のバランスについてお尋ねがありました。

我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものが知る必要のない者に漏れることを防ぐことは、我が国及び国民の安全を確保する上で重要であります。

他方、国民の知る権利や報道又は取材の自由に十分に配慮することも重要なことであると認識しており、本法案では、国民の知る権利に資する報道又は取材の自由を十分に配慮しなければならぬこと、また、通常の取材行為は正当業務行為として本法案の処罰の対象とならないことを明記しました。これらの規定により、秘密の保護と知る権利への配慮のバランスを考慮した運用が確保されるものと認識しております。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 櫻井充君。

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました特定秘密保護法案について質問させていただきます。

本題に入る前に、国家戦略特区法案に関して質問いたします。

この法案は、現在、参議院で審議中です。であるにもかかわらず、甘利担当大臣は、講演で民間有識者に関して言及いたしました。これは参議院軽視ではないかと思いますが、安倍総理の御見解をお伺いしたいと思います。

さらに、その有識者の中に竹中平蔵氏が入っております。彼は、郵政民営化を主導するなど、問題の多かった人物だと私は認識しております。なぜ竹中さんが有識者なのか、私には全く理解ができません。甘利大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

では、本題に入ります。

昨日、政府原案及び自民、公明、日本維新の会、みんなの党による修正案は、審議がまだ十分であつたにもかかわらず、衆議院特別委員会で行採決され、衆議院本会議を通過いたしました。政府・与党の乱暴な態度は極めて遺憾であると申し上げなければなりません。

さて、我々は、国家が秘密を持つという必要性は認めています。そして、その秘密を適切に管理しなければならぬことは当然のことですが、一方で、国民の皆さんには知る権利があり、そのバランスを取っていくことが、このかじ取りを行っていくことが国会の役割だと、そう認識しています。

今回の政府から提出されている法案と民主党が衆議院で提出した対案では、大きく二つの相違点があります。一つは、国会と行政機関との力の関係であり、もう一つは国民の皆さんの知る権利です。

政府の原案では、行政の力が限りなく強く、また、国民の皆さんの知る権利を抑え込んでいます。一方、民主党の対案は、国会の権限を強化し、国民の皆さんの知る権利を保障しています。この点だけでお分かりいただけるかと思いますが、民主主義の原理、国民の代表たる立法府の機能という両面において、民主党の対案の方がはるかに優れているということです。

さて、現在、我が国の国家秘密は、自衛隊法で

規定される防衛秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法で規定される特別防衛秘密、いわゆるMDA秘密、そして、政府のカウンタートリジェンス機能の強化に関する基本方針に基づき運用されている特別管理秘密の大きく三つに分類されています。この国家秘密の運営管理上、問題がなかったわけではありませんが、比較的うまく運用されていたと考えています。

これまでの国家秘密の管理運営上、現在の体系にどの点に具体的に問題があり、法律改正が必要だったのか、この点について安倍総理に御説明いたしたいと思います。

また、森大臣は、十一月十四日の特別委員会の審議において、諸外国から言われてこの法案を作るわけではございません、必要に鑑みて政府としてこの法案を提出するわけでございますと答弁されています。しかし他方で、私たちの対案に対する与党のコメントで、米当局より、防衛秘密を含めて国の安全保障に関する統一的な情報保全法を求められているという現実があるという指摘があり、森大臣の答弁とは異なっております。十分に納得いく御答弁をお願いしたいと思います。

更に申し上げれば、森大臣は、民主党案では防衛秘密、MDA秘密、特別安全保障秘密、三つの概念に分けられており、統一的な情報保全を求められているという点において問題であるとコメントしていますが、政府原案でも、MDA秘密は単独で残し、防衛秘密と特別管理秘密の一部と更に新しい領域を加えて特定秘密と定義しており、統一的な情報保全にはなっております。明確な御答弁をお願いしたいと思います。

次に、国会と行政の関係についてお伺いいたします。

憲法四十一条により、「国会は、国権の最高機関である」と保障されています。しかし、今回の政府の原案では、行政側が必要であると判断した場合に国会に提出できるという規定になっております。これでは、行政側の判断次第で国会に情報が提供されないことになってしまいます。

我が党がこの問題点を指摘し、一説では、伊吹衆議院議長の御指導もあつて、四党の修正案では、附則に、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護の方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという記述が追加されました。政府原案よりは一步前進とは思いますが、特定秘密を提供するかどうかを行政の長が定めるといふ根幹は全く変わっておりません。この法案が閣議決定されるときに、大臣の皆さんは、これが本場に立法府と行政府のあるべき姿と判断されたのでしょうか。

民主党は、この点に大きな問題点があると考え、国会法の改正案を衆議院に提出いたしました。しかし、この改正案は委員会でもまだ審議されることなく、特定秘密保護法案だけが参議院に送られてまいりました。

是非、心ある国会議員の皆さんにお願いしたいことがございます。それは、立法府が主体的に政府から秘密の提供を求めることができるようにするために国会法の改正が必要だということです。これは、与党、野党の問題ではありません。立法府と行政府の闘いなんです。是非、心ある参議院の皆さん、このことについて御賛同いただきたいと思ひます。

繰り返しますが、行政府の言いなりになるのか、国会が、すなわち主権者たる国民の代表である国会議員が行政の情報管理するのか、極めて重要な内容です。この点に関しては、内閣総

理大臣として、また国会議員たる安倍晋三衆議院議員として、それぞれの立場から御答弁いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

民主党の国会法改正案では、国会側から行政機関の長に情報を提供させるようにしています。もちろん、国家機密上難しいものもあると思ひます。こういった場合には衆参の議長及び副議長が判断することとしており、官僚が情報をコントロールするのではなく、国会が行政をコントロールする仕組みとしております。この民主党の対案についての総理のお考えをお伺いしたいと思ひます。

行政によるコントロールはこれだけではございません。特定秘密の運用基準について有識者の意見を聴くこととしていますが、これは、総理が任命権者であり、NHKの同意人事で見られるように、総理がよく知っている人、共感を持つ人だけを任命することが可能です。これでは、特定秘密の範囲は時の権力者によつて恣意的に広げられるおそれがあります。

民主党案では、情報適正管理委員会を設置することを提案しています。そして、この委員会の人選は、国会が指名し、それに沿つて内閣総理大臣が任命するというものであり、国民の代表者が人選を行うという点で政府の提出案とは根本的に異なっております。この我が党の提案に対して、安倍総理はいかがお考えでございますでしょうか。

また、四党の修正案では、総理の関与を強める条文が追加されました。修正提案者によれば、総理が第三者機能的に関与するという趣旨だとのことですが、内閣総理大臣は元々行政の長であり、行政を束ねている人であります。なぜこの総理が第三者と呼べるのか、私には全く理解ができません。ここで言う第三者とは何か、そして、行政の

長でもある総理大臣がなぜ第三者と呼べるのか、さらに、総理大臣御自身、内閣総理大臣が第三者的に秘密保護に関与することが可能とお考えなのか、安倍総理の御見解をお伺いしたいと思ひます。

次に、特定秘密の取扱いと公益通報者保護制度との関係についてお伺いいたします。

政府案では、心ある官僚が、ある情報に関して特定秘密には当たらないと考えた場合でも、それについて申し出る手だては規定されていません。これに対して民主党案では、先ほど申し上げた情報適正管理委員会に申し出ることを義務付けるとともに、同委員会でも処理することとしています。

このときの官僚からの申出は、公益通報者保護制度と同じように扱われ、申し出た官僚が不利益を被ることはありません。このシステムがあれば特定秘密の範囲が拡大されることを抑制できると思ひますが、この点についての総理の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、特定秘密の範囲に関して質問いたします。

民主党案は、防衛秘密とMDA秘密に関しては現行法を生かし、特別管理秘密の一部、すなわち外交と国際テロに関して外国の政府等との情報共有に必要かつ不可欠な情報に限定し、特別安全保障秘密と定義し法制化いたしました。このことにより、新しい制度での国家秘密は限定されます。

しかし、政府案では、行政の長の判断で特定秘密を規定することができると、恣意的に特定秘密が拡大するおそれがあります。衆議院の審議で、政府からの説明では、この法律の目的は外国との情報共有の促進でした。であるとすれば、特定有害活動や国内のテロリズムまで特定秘密の中に加える必要はなく、民主党案のように範囲を限定す

べきだと考えますが、総理の御所見をお伺いしたいと思ひます。

次に、政府案と民主党案の大きな違いである国民の知る権利に関して質問いたします。

政府原案はもちろん、四党の修正案によつても国民の皆さんの知る権利は保障されておりませ

第一に、政府案、修正案では、処罰の対象行為が曖昧なことです。両案共に、秘密を扱う業務者による漏えい行為とともに、情報を取得しようとする者に対しても厳しい罰則を科しています。その中で、修正案二十四条はスパイ行為などの目的に絞りましたが、二十五条においては、共謀し、教唆し、又は扇動しただけで処罰の対象となり、結果として秘密漏えいの事実がない場合でも逮捕され処罰されるおそれがあると法律家は指摘しております。これでは、取材や報道の活動が萎縮するでしょうし、公務員側が厳罰を恐れて情報提供しなくなれば、国民が知るべきことも知らされず、知る権利が侵害されることになります。

民主党案では、二十四条は全文削除し、秘密の取扱者への罰則は現行の自衛隊法並みとし、また、不正取得への新たな罰則も全文削除して、現行の国家公務員法の範囲内としています。

政府・与党は、情報漏えいを防ぐためには、情報を漏らす側だけではなく取得する側も厳罰化する必要があるとの認識なのでしょう。そして、政府案、修正案の罰則がないと情報漏えいを防げないとお考えなのでしょうか。安倍総理の御所見をお伺いしたいと思います。

第二に、現行の防衛秘密でも言えることですが、特定秘密の文書も、現行の公文書管理法のままでは、恣意的に廃棄され、国民が将来的に検証することができません。このことは、現に政府資

料が廃棄されているという事実が証明されています。二〇〇七年から二〇一一年までの五年間で、約三万四千件の防衛秘密が破棄されています。私たちは、将来歴史的にきちんと検証できるように、いかなる秘密も公文書として適正に管理されるべきだと考え、公文書管理法の改正案を提出いたしました。

民主党案では、MDA秘密も含む全ての行政が扱う情報が公文書として管理下に入ることにあります。将来、文書が検証されることになれば、恣意的な特定秘密の指定を極力抑制でき、また歴史の検証が可能になると考えております。改めて、公文書管理法の改正について総理のお考えをお伺いしたいと思います。

報道機関が実施している世論調査によれば、多くの国民がこの法案の内容を十分に理解できず、また慎重に審議するべきであるという声が圧倒的です。また、国会と行政のかかわり方の見直しや、第三者機関の役割や権限に関して法的根拠が必要になる等、法律案の更なる修正の必要性も指摘されております。要するに、欠陥法案だということです。それにもかかわらず、政府・与党は、国民の不安を無視し、無理やり衆議院を通過させました。しかも、情報公開法の改正は置き去りにされたままです。なぜこの秘密保護ばかり急ぐのでしょうか。どれほどの緊急性があると総理が認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、総理は、国民の皆さんがなぜこの法案に不安を抱えているとお考えでしょうか。そして、この不安に対して政府は十分な説明を行っているとお考えでしょうか。正直にお答えいただきたいと思ひます。

安倍政権の支持率は、今は高いかもしれませんが、しかし、国民の皆さんの声を無視して暴走す

ることになれば、早晚退陣に追い込まれることになるでしょう。参議院選挙までは、経済対策を中心に政策をつくつて国民の皆さんの高い支持を得たのかもしれない。しかし、参議院選挙が終つてから、本性を現し、右傾化の危うい道を歩むのではないかと、国内だけではなく海外からも不安視されております。我々民主党は、安倍政権の暴走をきちんとした形で食い止めていく、このことを国民の皆さんにお誓ひ申し上げまして、私の代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 櫻井充議員にお答えをいたします。

甘利大臣の国家戦略特区諮問会議の民間有識者に関する発言についてお尋ねがありました。

甘利大臣は、現在御審議いただいている国家戦略特区法案の国家戦略特区諮問会議の人事に関して、先日の講演において、法案が通つたらという条件付ではあるものの、参議院における法案審議の前に誤解を与えるような発言を行ったとして、昨日の参議院の内閣委員会でも陳謝したと承知しており、参議院を軽視するものではないと理解しております。

現行の秘密保全制度の問題点及び特定秘密保護法案の必要性についてお尋ねがありました。

これまで、防衛分野以外の安全保障に関する秘密については、一般的な国家公務員法の守秘義務の定めはなく、また、適性評価等について規定する法律が存在しませんでした。外国との情報共有は、情報保全が確立されていることが前提であり、また、政府部内の情報共有が促進され、特に国家安全保障会議の審議がより効率的に行われるためには、秘密保護に関する共通ルールの確立が

不可欠であります。本法案は、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定め、その漏えいの防止を図るものであり、これにより我が国及び国民の安全を確保できるものと考えております。

立法府と行政府との関係についてお尋ねがありました。

本法案は、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとする仕組みが盛り込まれており、本法案が施行されれば、国会の求めに応じ特定秘密を提供することが可能となり、国会で必要な議論ができるようになると思います。さらに、特定秘密の指定等の実施状況について、有識者等の意見を付して国会に報告するものとされており、国会が定期的に本法の運用状況をチェックできる仕組みとなっております。特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、修正案により、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。

また、国会議員としての立場から申し上げますと、国会法の改正については様々な観点から議論していくべき事柄であると考えます。

民主党の国会法改正案についてお尋ねがありました。

現行の国会法及び議院証言法においては、内閣等が各議院等に対し、報告、記録等の提出を拒む理由を疎明した後に、その理由を議院等が受諾できない場合、さらに、記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を提出する手続が設けられています。

お尋ねの民主党案においては、このような内閣声明の手続をなくし、各議院の議長が国家の極めて重大な利益に回復し難い悪影響を及ぼすことと

なるか否かを最終的に判断することとしていますが、行政運用上の重大な利益についての判断に関し、国会がどのように関与していくかについては慎重に検討されるべきものと考えます。

民主党案の情報適正管理委員会についてのお尋ねがありました。

民主党案は傾聴に値するものと考えますが、政府としては、特定秘密の恣意的な指定が行われることのないよう、専門的な識見を有する有識者を適正に人選し、その意見を踏まえ、実効性のある運用基準を作成することにより、本法案の適正な運用が確保されるものと考えます。

内閣総理大臣が第三者機関的に関与することについてお尋ねがありました。

例えば米国においては、省庁間上訴委員会や情報保全監督局が秘密指定に関し事後チェックを行うものと承知していますが、これら二機関は共に行政権の内部に置かれており、行政権から独立した立場にある第三者機関ではないものの、それぞれ一定の機能を果たしていることと承知しております。

今回の修正案により、例えば防衛大臣や外務大臣による特定秘密の指定、解除等が適切に行われているか否かを、有識者の意見を踏まえた上で、内閣の首長たる内閣総理大臣がチェックすることとなります。これにより、米国と同様、改めて確認を行うという一定の機能を果たすことが可能となるものと考えます。

公益通報者の保護についてのお尋ねがありました。

政府案において、違法行為を告発する行為が公益通報の通報対象事実を通報する行為が本法案の処罰対象となることはありません。また、犯罪行

為等公益通報者保護法の通報対象事実について内部告発が行われた場合には、公益通報者保護法によつて通報者は保護されます。

特定秘密の範囲についてお尋ねがありました。

特定秘密として保護すべき情報は、外交と国際テロに関して外国の政府等との情報共有に必要かつ不可欠な情報に限られるのではなく、情報活動等の特定有害活動の防止に関する事項や国内のテロリズムの防止に関する事項に関する情報のうち特に秘匿を要するものについては、常に外国等による漏えいの脅迫にさらされており、我が国及び国民の安全を確保するためにはその保護が必要

です。

なお、本法案では、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう重層的な仕組みを設けており、恣意的に特定秘密が指定されたり、拡大解釈されて広げて指定されるおそれがあるとの指摘は当たりません。

特定秘密の取得罪の罰則についてお尋ねがありました。

特定秘密の取扱いの業務に従事する者等による漏えい行為がなくても、暴行、脅迫、財物の窃取、損壊等の行為が行われることにより特定秘密が漏えいされることは否定できず、特定秘密の保護のためにはこうした取得行為を処罰する必要があります。

文書管理法改正についてのお尋ねがありました。

本法案により、特定秘密が記録された文書についても、公文書管理法の適用を受け、歴史資料として重要な文書は国立公文書館等に移管され、保存されることとなります。公文書が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であること

を踏まえ、公文書管理法の適正な運用を図ってまいります。

本法案の必要性や緊急性、国民の不安を払拭するための説明についてお尋ねがありました。

情報漏えいに関する脅威が高まっている状況や、外国との情報共有は情報各国において保全されることを前提に行われていることに鑑みると、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題であります。また、政府部内の情報共有を促進し、特に国家安全保障会議の審議がより効率的に行われるためには、秘密保護に関する共通ルールの確立が不可欠であります。

国民の皆様の中には、特定秘密の指定が恣意的になされるのではないかと懸念を有する方もおられるとは承知しておりますが、本法案には適正な運用を確保するための重層的な仕組みが様々に盛り込まれており、今後とも国民の皆様丁寧に説明してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣森まさこ君登壇、拍手〕

○国務大臣(森まさこ君) 私の答弁と与党コメントについてのお尋ねがありました。

本法案は、我が国及び国民の安全を確保するために我が国が主體的な判断に基づいて整備するものであり、法案の提出は米国を含む外国政府から言われてやるわけではないことを私はこれまで御答弁申し上げてまいりました。一方で、与党コメントは、米国が我が国の秘密保全法制の整備を、その取組を歓迎している状況にあることを申し上げたものと理解しております。したがって、私の答弁と与党コメントの間に矛盾はないものと承知しております。

政府原案について、統一的情報保全が図られていないのではないかとのお尋ねがありました。

本法案では、国の行政機関における秘密保護に関する共通ルールを確立するという観点から、防衛秘密を含め、本法案に規定する防衛、外交、特定有害活動、テロリズムという四つの安全保障に関する事項に関する情報を対象とするものであります。

御指摘のMDA秘密については、MDA協定に基づく特別な性格のものであり、本法案の対象とはしていません。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○国務大臣(甘利明君) 櫻井議員にお答えいたします。

私が国家戦略特区諮問会議の民間有識者の候補者の一人として竹中平蔵氏に言及したことについてのお尋ねであります。

竹中氏は、産業競争力会議の民間議員として国家戦略特区を提言いただくなど、御尽力をいただいたところであります。

国家戦略特区諮問会議の民間有識者の選定につきましては、国家戦略特区法案が成立した後に行われるものと認識をしておりますし、その旨発言もいたしました。

昨日の参議院内閣委員会でも申し上げましたが、改めて、先日の慶應義塾大学における講演におきまして、現在御審議をいただいております国家戦略特区法案にある諮問会議の人事に関して、法案が通つたという条件付での発言ではあります。参議院における法案審議の前に誤解を与えないよう発言を行ったことについては心から陳謝を申し上げます。(拍手)

○議長（山崎正昭君） 矢倉克夫君。

〔矢倉克夫君登壇、拍手〕

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案につき、会派を代表し、質問させていただきます。

情報化社会は、経済活動の更なる創造性を育み、国民生活の利便性を向上させる一方、国民の安心、安全に係る機密事項が瞬時にテロリストを含む不特定多数に拡散してしまう危険性を増幅させました。したがって、国民の安心、安全を守るため、一定程度の情報の秘匿は必要です。他方、行き過ぎた情報秘匿は国民の知る権利を侵害いたします。権力には濫用のおそれが付きまとう、それが歴史の教訓であり、それを不断にチェックすることこそ民主主義の歩みでした。これを支える権利こそ知る権利です。

本法案は、まさにその情報秘匿の必要性和、報道の自由や国民の知る権利とのバランスをいかに図るかの観点から議論すべきものです。私は、このバランスを図るべく、有益な議論を通じ、国民の本法案に対する理解を深めるべきと考えます。この立場から幾つかお尋ねをいたします。

まず、本法案の必要性についてです。

多くの国民は、なぜ今この法案が必要なのか、総理のより明快な説明を求めています。総理は、他国から情報提供を受けるため強い情報保護法制が必要であること、これまで縦割りであつた政府部内での情報共有に資することの二点を強調されました。公務員秘密漏えい罪を始めとする我が国の現行秘密保護法制の何が他国からの情報提供の妨げとなり、本法案がいかにそれを改善するのか、また、秘密保護を目的とする本法案がなぜ政府部内の情報共有に資するのか、総理の御答弁を

いただければと思います。

次に、行政による特定秘密指定についてです。

重要なことは、恣意的指定の余地はない、そう言えるほどの客観ルールが存在するかです。この点、衆議院修正により、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する基準は、内閣が策定し、内閣総理大臣が運用改善を指示する旨明記されました。これは、特定秘密の指定について内閣総理大臣が責任を負うことを更に明確にしたものです。

総理、恣意的な秘密指定を防ぐために必要な基準とは何か、最終責任者として御答弁をお願いいたします。

関連し、特定秘密内容の定義の明確性についてお尋ねいたします。

特定秘密の定義中では、安全保障や安全を害するおそれという主観的基準が存在いたします。例えば、特定秘密たる特定有害活動防止に関する措置のうち、いわゆるスパイ活動防止措置とは、第十二条二項及び別表を併せ読む限り、我が国安全保障に支障を与えるおそれのある非公知な情報を外国の利益を図る目的で取得するための活動で、我が国及び国民の安全を著しく害するおそれがある活動を防止する措置を意味します。基準の大半が安全保障や安全を害するおそれの存否であり、判断の裁量の余地が大きく、結果、スパイ行為と言えない情報収集活動にまで影響の出る事態も想定し得ます。かかるおそれの判断基準、手順も秘密指定に関する基準に盛り込むべきと考えます。総理、いかがでしょうか。

更に関連し、特定秘密指定の延長についてお尋ねいたします。

衆議院修正により、指定の有効期間の上限は原則六十年とされました。これは、六十年を超えれば原則公開される趣旨と理解してよろしいでしょうか。また、六十年を超えてなお秘密指定される情報として、現在の外交交渉に影響を与える情報や、六十年を超える指定を条件に外国から提供された情報など、範囲が一概に明確でないものも存在いたします。六十年を超えた指定延長が無限定に広がらないための方策について、総理、御答弁

いただきたいと思います。

次に、処罰範囲、特に特定秘密範囲の明確性についてであります。

総理は、衆議院本会議において、特定秘密が記録された文書にはその旨の表示がなされることから、何が特定秘密かは公務員等にとつて明確、したがって、公務員の取材への対応に支障を及ぼすこととはないと御答弁されました。裏を返せば、秘匿されるべき特定秘密とは、表示あるいは通知という第三条規定の処置を施した媒体に記載された情報のみであり、それ以外の情報の漏えい行為が関連情報を漏えいしたなどの理由により処罰されることとはないと理解してよろしいでしょうか。総理、御答弁をよろしくお願いいたします。

関連し、過失による漏えい行為の処罰についてお尋ねいたします。

過失行為は類型化が難しく処罰範囲が広がるおそれもあり、その結果、過失処罰を恐れる公務員等が情報提供に過度に慎重となることも考えられます。処罰範囲を明確化する観点からは、故意に準ずるものとして重過失処罰に限定することも考えられますが、過失を処罰すべきとした御趣旨を森大臣、御答弁いただきましたか。

次に、国権の最高機関たる国会との関係についてお尋ねをいたします。

衆議院修正案は、国会への特定秘密提供義務を、一定要件の下、行政機関の長に課しました

が、他方、行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのないと判断することも提供の要件としており、裁量の余地は残ります。

国会法第百四条は、国政調査権に基づく情報提供要請を拒否できるのは内閣の声明があるときのみといたしますが、本法案には内閣の声明は明記されておられません。国会への情報提供が不当に妨げられることのないよういかに対処すべきか、森大臣の御答弁を求めます。

最後に、内閣の情報管理についてお尋ねをいたします。

秘密業務を行う各行政機関が、特定秘密保護法案の存在そのものを奇貨とし、情報隠しに走らないよう、各行政機関への監視を内閣が確実に行う必要がございます。内閣が行政を一元管理することができて初めて、議院内閣制下での内閣を通じて国会による行政に対する民主的コントロールが確保されます。各行政機関による情報隠しを排除することに向けて、総理の御決意をお伺いしたいと思ひます。

国民の本法案に対する不安を取り除く丁寧かつ誠実な説明が今、政府に求められております。このことを強く申し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 矢倉克夫議員にお答えをいたします。

本法案の必要性等についてお尋ねがありました。

外国との情報共有は、情報保全が確立されていることが前提であり、また、政府部内の情報共有が促進され、特に国家安全保障会議の審議がより効率的に行われるためには、秘密保護に関する共

通ルールの確立が不可欠であります。しかしながら、これまで、防衛分野以外の安全保障に関する秘密については、一般的に国家公務員法の守秘義務の定めしかなく、また、適性評価等について規定する法律が存在しませんでした。

本法案は、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定め、その漏えいの防止を図るものであり、これにより我が国及び国民の安全を確保できるものと考えます。

恣意的な秘密指定を防ぐために必要な基準についてのお尋ねがありました。

本法案では、特定秘密の指定等の統一的な運用を図るため、安全保障に関する情報の保護や情報公開、公文書管理の分野の有識者の御意見を内閣総理大臣が聴いた上で、案を作成し、閣議決定により特定秘密の指定等の基準を定めることとしています。

当該運用基準においては、法案の別表に限定列举する事項の細目や特定秘密の指定解除手続等について規定することを想定しております。議員御指摘の、おそれの判断基準等も含め、当該運用基準をできるだけ具体的かつ詳細に定めることにより恣意的な指定を排除し、本法案の運用の統一を図ってまいります。

特定秘密の指定の有効期間についてお尋ねがありました。

修正協議を経て、特定秘密の有効期間は原則三十年を上限とし、その延長について内閣の承認を得たとしても、暗号や人的情報源に関する情報等、例外中の例外を除き、通じて六十年を超えることができないこととしたしました。これにより、原則として一定期間経過後は全ての情報が公開されます。

また、修正協議により、有識者の意見を踏まえ、内閣総理大臣が指定や解除について行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができるようになるなど、適正な運用がより一層確保されることとなったところであります。

漏えい罪の対象となる情報についてお尋ねがありました。

特定秘密である情報は、御指摘のように、表示あるいは通知の措置が講じられており、これらの措置が講じられていない特定秘密でない情報を漏えいしたとしても、本法案の漏えい罪により処罰されることはありません。

特定秘密に関する内閣の情報管理についてお尋ねがありました。

特定秘密の指定等の統一的な運用を図るため、有識者の御意見を内閣総理大臣が聴いた上で、案を作成し、閣議決定により特定秘密の指定等の基準を定めることとしています。また、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができるとされ、内閣総理大臣が指定等について指揮監督を行うことが明確となっております。

本法案が成立した際には、政治のリーダーシップを発揮をし、内閣として秘密保護に関する共通のルールの適正な運用を図ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(内閣総理大臣森まさこ君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(森まさこ君) 過失を処罰する趣旨についてのお尋ねがありました。

特定秘密の取扱いの業務に従事する者等は、業務上正当に特定秘密を知得する以上、その秘密が漏えいすることを防止すべき注意義務を負っているものであつて、この義務を怠るときは過失の責任

を免れないと考えます。なお、自衛隊法に基づく防衛秘密制度やMDA秘密保護法においても過失による漏えい等の処罰が規定されております。

国会への特定秘密の提供についてのお尋ねがありました。

本法案が施行され、国会において特定秘密を保護するために必要な措置が講じられることとなれば、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものではないとして、国会法第百四条第三項に基づく声明を出すことなく国会の求めに応じて秘密会に特定秘密を提供することとなり、これまで以上に国会で必要な議論ができるようになるものと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 真山勇一君。

(真山勇一君登壇、拍手)

○真山勇一君 みんなの党、真山勇一です。

特定秘密保護法案について、みんなの党を代表してお尋ねをいたします。

みんなの党は、アジェンダの中で、戦略的な外交安全保障体制の構築が必要であることを国民の皆さんに訴えてきました。日本版NSCの創設を指す今回の国家安全保障会議設置法案は、激動する国際情勢の中で、的確な国家戦略を打ち出し、国民の平和と繁栄を確保するというみんなの党の主張に沿ったものと言えます。

そして、この新たな仕組みを機能させる血液のような重要なものが情報です。政府全体の情報収集能力を高めてインテリジェンスの集約・分析機能を強化するとともに、正確な情報が即時かつ適切に政府首脳に伝わる体制を構築する必要があります。国際紛争やテロなど、我が国を取り巻く脅威が複雑化、多様化している今、諸外国との協力が必要で、しかし、一方で大切な秘密が漏れつ

放しというのは、国と国民の安全は危機にさらされ、どの国からも日本は信用されなくなりま

す。こうした意味で、日本版NSCと特定秘密保護法の二つがそろってこそ、ようやく我が国は一人前の国に向けて一歩を踏み出すことになると思います。だからこそ、私たちみんなの党は特定秘密保護法案の修正を政府にお願いしてきたのです。

しかし、これに水を差すようなことが起きてしまいました。衆議院での採決のやり方です。特定秘密保護法案の疑問点や問題点に国民の皆さんが不安を抱き、丁寧な説明を求めている今、国会は急がずに徹底的に審議をする責任があります。同僚参議院議員の皆さん、これからの参議院の場では誠実に審議をしていくではありませんか。

一人前の国になるには、当たり前の民主主義がきちんと確保されていることが絶対の条件です。日本国憲法に定められた三権分立のチェック機能が働き、政府や役人の暴走は絶対に許されないと、国民の知る権利、そして報道の自由が最大限に守られていること、国民の基本的人権の侵害はいかなる意味でもあってはならず、万一、行政側の不届きな行為で不利益を被る国民があれば、適切に司法的救済が受けられること、さらには、後世の日本人への責任として、一旦秘密指定された情報は確実に保全され、将来的に必ず公開されること、こうしたことは当たり前の民主主義国家であれば当然のごとく確保されているはずで

まず、総理にお伺いします。重ねて確認いたします。特定秘密の範囲が際限なく拡大され、本来であれば秘密とすべきではないようなことまで特定秘密にされてしまうことは絶対にないのでしょうか。

また、それぞれの行政の長がばらばらに特定秘密を指定できるというのも問題です。秘密の指定、期間の延長、解除、そして情報の破棄が行政機関によって恣意的に行われない仕組みをつくることと約束していただけるでしょうか。政府の中は秘密の城だらけとなり、縦割り行政の弊害が更にひどくなるようなことはないか、総理、保証できるでしょうか。

また、人間は必ず間違いを犯しますし、中には不屈きな者も出てきます。あつてはならない形で特定秘密の指定がなされたり情報が破棄されたりしないよう、政治主導で内閣がしっかりと関与する仕組みは確保されるのでしょうか、総理、お答えください。

さらに、行政にとつて都合のいいようにこの法律が利用されることがないよう、立法府がチェックする仕組みを必ずつくと約束していただけるでしょうか。

そして、どんな制度も運用するのは人です。特定秘密に指定され得る情報の収集やその管理を行う職員がきちんと倫理の保持をするために政府はどのような措置を講ずるか、総理のお答えをお願いします。

この法律について国民が最も不安に思っていることは、民間人が処罰され得ることです。実際に情報を取得したり漏らさなくても、教唆、共謀、扇動の容疑で人を逮捕できるのであれば、大変な人権侵害につながるおそれがあります。

森大臣に伺います。報道の自由と知る権利の問題です。

正当な取材活動は処罰されないとされてはいませんが、報道の現場に萎縮は起きています。報道の自由と国民の知る権利は本当に確保されるのでしょうか。それは、フリージャーナリストや政

党、宗教団体などの機関誌記者、また学術的研究に従事する人々も同じように認められるのでしょうか。何をもちて正当な取材活動というのかの明快な定義も含めて、森大臣、国民に分かりやすく説明をお願いします。

次に、谷垣法務大臣に伺います。

特定秘密の内容はそれを指定した行政機関にしか分からず、一旦指定された情報はどこにも開示する必要がありません。それどころか、秘密指定した事実そのものを行政の判断で、なかったことにできるのです。言ってみれば、政権にとつて都合の悪い人間がいたら、その人間を消すのにこれほど便利な法律はありません。証拠を捏造、隠蔽、破棄できれば、冤罪は簡単につくり出されてしまいます。たとえ公判が維持できなくても、逮捕、起訴をするだけで、民間人や対立する政治勢力を威圧する手段にもなり得ます。政府は、絶対に冤罪事件を起こさないこと、そして国策捜査や政治裁判が生まれる可能性を完全に排除することを約束していただけるでしょうか。

また、この法案では、行政側に弁護士や裁判所に必要な情報を提供する義務があるとは書かれていません。これでは、特定秘密に関する罪で不当に逮捕、起訴された場合、本人も弁護士も何の嫌疑で逮捕されたのか分からず、確たる証拠もないまま、自白の強要と外形立証だけで犯罪者にされてしまうおそれすらあります。いかなる場合であつても正しい司法的救済が確保されるために政府はどのような措置を考えているのか、谷垣大臣、お答えください。

ほかにも不安な点はたくさんあります。森大臣、公益通報者、すなわち内部告発者はその身が無制限に守られるのでしょうか。また、特定秘密の取扱者に対する適性評価では、本人のみ

ならず家族や交際相手に至るまで、機微に触れるプライバシー情報が詳細に調査されます。これは、公務員だけではなくて、民間人も対象になっているんです。適性評価の調査内容が適正に管理をされ、プライバシー侵害を引き起こさないことと約束できるのか、森大臣に伺います。

公務員であれ民間人であれ、親族や姻族、交際相手に特定の人種、あるいは思想信条の持ち主がいることで、行政機関や特定企業への就職、昇進などで不利益を被るとなれば、社会全体で偏見、差別が助長されかねません。そうしたことがないようにいかなる手だてを取られるのか、森大臣、伺わせてください。

最後に、歴史への責任についてお尋ねします。一定期間、特定秘密に指定されるべき情報とはいえ、それら全てが国民全員の貴重な財産です。アメリカやイギリスを始めとする世界の先進国では、全ての国家機密は保存され、いずれ公開されるのが原則となっています。我が国の閣議やNSCの議事録はきちんと作成、保存、公開されるのでしょうか。されないとしたら、なぜなのでしょう、菅官房長官、お答えください。

後世の日本人がより賢く強くなるために、成功も失敗も含めて、全ての情報を次世代に引き継ぐ歴史的な責任が私たちにはあるはずです。総理の考えをお聞かせください。

私たちの国の当たり前の民主主義が確保されないのであれば、それはもう一人前の国ではありません。前時代的で古色蒼然たる統制国家です。そんな国は誰からも信用されず、必要な情報も手に入らないでしょう。大切な基本的人権が大幅に制限された上に、国民の命を守るための貴重な情報も集まらないというのは、国民は踏んだりけつたりです。

これから始まる参議院の審議では、国民を不安の船に乗せたまま出航していくことのないように、良識の府としてふさわしい質疑を誠実に、徹底的に行うことを強くお願いをいたして、答弁をお待ちします。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 真山勇一議員にお答えをいたします。

特定秘密の範囲の際限ない拡大や指定等の恣意性や縦割りを排除する仕組みについてお尋ねがありました。

特定秘密は、法律の別表に限定列举された事項に関する情報に限って大臣等の行政機関の長が指定するものであり、かつ、その指定は外部の有識者の意見を反映させた基準に基づいて行われることとなります。また、御党等との修正協議により、別表の事項を絞り込むとともに、指定する行政機関の限定を可能とする仕組みや、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。したがって、特定秘密の範囲が際限なく拡大することや、恣意的で行政機関ごとのばらばらな運用が行われることはありません。政治主導による内閣の関与についてお尋ねがありました。

特定秘密の指定等の統一的な運用を図るため、有識者の御意見を内閣総理大臣が聴いた上で、案を作成し、閣議決定により特定秘密の指定等の基準を定めることとしています。また、有識者の意見を踏まえ、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができるとされ、内閣総理大臣が指定等について指揮監督を行うことが明確となっており、内閣とし

て適正な指定等の確保を図ることとされていきます。

立法府がチェックする仕組みについてお尋ねがありました。

本法案には、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとする仕組みが盛り込まれており、本法案が施行されれば、国会の求めに応じ特定秘密を提供することが可能となり、国会で必要な議論ができるようになると思います。さらに、特定秘密の指定等の実施状況について、有識者等の意見を付して国会に報告するものとされており、国会が定期的に本法の運用状況をチェックできる仕組みとなっております。

職員の倫理保持の在り方についてお尋ねがありました。

政府による情報収集活動については、法令を遵守して適正に行うことが当然であり、情報収集を行う各機関は、常日ごろからその点を踏まえ情報収集に当たっております。情報収集活動に従事する者の倫理保持については、今後、情報機能強化の在り方を検討していく中で、情報収集活動の適正の確保がより一層図られるよう対応を行っていく必要があると認識しております。また、情報の管理を行う職員については、定期的に研修を実施することなどにより、その倫理の保持を図っております。

情報を次世代に受け継ぐ責任についてのお尋ねがありました。

特定秘密が記録されている文書についても、国の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう、他の行政文書と同様に、歴史公文書等は国立公文書館等に移管されます。また、三十年を超える指定の延長について内閣の承認が得られなかったときは、保存期間の満了とともに

全ての文書を国立公文書館等に移管することとする修正が行われたところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣森まさこ君登壇、拍手)

○国務大臣森まさこ君 報道の自由と知る権利についてお尋ねがありました。

本法案では、国民の知る権利に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならないことを明記しております。

また、本法案第二十二条第二項では、出版又は報道の業務に従事する者の通常の取材行為については、正当な業務による行為として本法案の処罰対象とならないことを明らかにしています。出版又は報道の業務に従事する者とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う者を行い、フリーのジャーナリストもこれに含まれます。

また、政党や宗教団体等の機関誌の情報発信については、通常、報道に該当し、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為として処罰対象になるものではありません。学術的研究に従事する方の調査行為等については、当該研究者が不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う場合は該当します。

正当な取材行為とは、専ら公益を図る目的を有し、かつ法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められないものをいいます。公益通報者の保護についてお尋ねがありました。

違法行為を告発する行為や公益通報の通報対象事実を通報する行為が本法案の処罰対象となることはありません。また、犯罪行為等公益通報者保護法の通報対象事実について内部告発が行われた場合には、公益通報者保護法によって通報者は保護されます。

適性評価の調査内容の管理についてお尋ねがありました。

適性評価の調査結果等は、各行政機関の適性評価を実施する部署で必要な期間適切に保管することとしています。適性評価の調査結果等の管理のルールについては、今後定める運用基準の中で明らかにしてまいります。

適性評価の結果と人種、思想信条への差別等との関係についてお尋ねがありました。

適性評価の調査事項は、本法案に規定する七つの調査事項に限られており、人種や個人の思想信条は調査事項には含まれておらず、適性評価の実施に当たり、これらを調査することはありません。また、本法案では、第十六条で特定秘密の保護以外の目的のために適性評価に関する個人情報を利用又は提供することを禁止しており、適性評価の結果を特定秘密の取扱いに関係しない不利益な取扱いに利用することはそもそもできないこととされております。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 真山勇一議員にお答え申し上げます。

まず、冤罪、国策捜査及び政治裁判の防止についてお尋ねがありました。

御指摘の冤罪については、法務省として、その定義について特定の見解を有しているものではございませんし、国策捜査や政治裁判の意味するところは必ずしも明らかではありませんが、いずれ

にしても、検察当局においては、法と証拠に基づき、厳正公平、不偏不党を旨として、刑事事件として取り上げるべきものがあればこれに適切に対処するものと承知しております。

次に、特定秘密に関する罪の刑事訴訟手続における司法的救済の確保についてお尋ねがございました。

特定秘密に関する罪についても、憲法、刑事訴訟法等に定める適正手続の保障の下で手続が行われることは当然のことです。また、いわゆる外形立証とは、秘密の種類、性質等のほか、秘密にする実質的理由として、当該秘密文書等の立案、作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する方法を指すものと承知しておりますが、これまで、例えば、いわゆる外務省スパイ事件の東京高裁判決等において、外形立証による有罪立証が肯定されているものと承知しております。

このように、当該特定秘密の内容そのものを明らかにすることなく実質秘性を立証する方法が取られるとしても、検察官の側で合理的な疑いを入れない程度の証明をしなければならぬ立証責任を負っていることは言うまでもなく、およそ刑事訴訟において求められる手続的な保障は十分に図られるものと考えます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣菅義偉君 閣議や国家安全保障会議の議事録についてのお尋ねがありました。

閣議の議事録を作成をし、一定期間経過後に公開するための公文書管理法改正案については、明治以来、議事録を作成してこなかった我が国の閣議の在り方にもかかわる問題であるため、政府部内で必要な調整、検討を行った上で提出することとしたいと考えております。

国家安全保障会議の審議内容は機微な情報も含むものであって、公表の在り方や関連文書の作成及び取扱いについては、国家安全保障会議の性質を十分に勘案しつつ、国の安全保障を損ねない形でしっかりと検討してまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 仁比聡平君。

(仁比聡平君登壇、拍手)

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表して、憲法の基本原理を踏みにじる希代の悪法、特定秘密保護法案の乱暴極まる衆議院採決を強行した安倍内閣及び衆議院与党の暴挙に、満身の怒りをもって抗議し、安倍総理に質問いたします。

およそ国の行政機関が保有する情報は、主権者国民のものであります。その国民世論を見るなら、総理、何が何でも今国会で成立させるなど、もつてのほかではありませんか。

先週、本法案の廃案を求め日比谷公園を出発したデモは、一万人を超え、夜十時過ぎまで国会を包囲しました。日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人、憲法・メディア法・刑事法・歴史学者など、これまでにない広範な人々が反対の声を上げ、日本新聞協会や日本雑誌協会、日本民間放送連盟も強い危惧を表明しています。どの世論調査でも、反対の声は急速に広がって半数を超え、今国会で成立させるべきではないという声は八割に上っています。

あなたは、さきの参議院選挙でも一切この法案に触れることはありませんでした。にもかかわらず、何を目的にここまでして強行しようというのですか。

国連人権高等弁務官事務所の表現の自由担当特別報告者は、国際人権条約に照らし、本法案は、

秘密に関し大まか範囲かつ曖昧な領域を規定するのみならず、深刻な脅威を含んでいると、法案段階で異例の懸念を表明しました。国際ペンも反対し、日本外国特派員協会は法案の全面撤回を勧告しています。総理、あなたはこの国際社会の批判にどうこたえるのですか、明確に答弁いただきたい。

本法案に、立場を超えてやむにやまれぬ反対の声が噴き上がっているのは、法案の骨格そのものに、国民主権、言論、表現の自由を始めとした基本的人権の保障、平和主義という、侵してはならない憲法原理とおよそ両立し得ない重大な危険性があるからであります。

第一に、特定秘密は、我が国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがあるなど、広範かつ曖昧な要件で政府が指定し、何が秘密かも秘密とされることです。

森担当大臣は、原発の情報は秘密とならないと繰り返し一方、原発の警備の実施状況は特定秘密足り得ると答弁しました。ところが、テロ防止の警備態勢と一体のはずの原発の脆弱箇所や侵入可能経路など、テロリストが知れば資する情報は特定秘密になるのかについての答弁は支離滅裂です。総理、一体どうなるのですか。

総理は、同盟国との情報共有を言いますが、米国の国際法に違反する通信傍受によって得られた情報など、違法に収集された情報も特定秘密にするのですか。森大臣は、違法に収集された情報の秘密指定は無効などと答弁していますが、そこにいう無効な秘密指定が誰によつてどのように正されるというのですか。正されないなら何の歯止めにもなりません。個別の秘密指定については何のチェックも働かず、国民に指定解除の権利も認めないのはなぜですか。

これまでも政府は、軍事、外交、原発、TPPを始め、国民が強く求める情報を秘匿、隠蔽し墨塗りしてきました。その上、法案によるなら、政府当局の恣意的判断で秘密は際限なく広がることとなります。しかも、秘密指定は政府の判断で更新でき、解除しても廃棄でき、修正合意では指定期限が六十年と延長されるなど、事実上いつまでも秘密となるではありませんか。

ことが罪とされるのかさえ明らかにされないのではありませんか。これは憲法が保障する国民の裁判を受ける権利、弁護を受ける権利を踏みにじり、裁判の公開原則を侵すものにほかなりません。そんな暗黒社会を断じて許すわけにはいきません。

国民の知る権利を奪い、政府が情報を独占して権力の集中を図る、我が国をそんな国に断じてしてはなりません。

総理、何が秘密かも分からないまま被疑者扱いされ、適切な弁護も受けられず、最終的には刑事裁判で無罪とならなければ処罰の対象となるかどうか分からない、そんな重罰法規を作るなら、それだけで民主主義社会の基礎である知る権利、言論、表現の自由は萎縮させられ、取り返しの付かない傷を負うことにはありませんか。

第二に、本法案が懲役十年以下の重罰と威嚇の対象とするのは、限られた公務員の殊更な漏えい行為だけでなく、広く国民の普通の日常とその自由だということです。

第三に、政府が秘密を取り扱う者に行う適性評価の名の下に、家族、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子、同居人の氏名、生年月日、国籍、住所に始まって、犯罪、懲戒の経歴、薬物の影響、精神疾患、果ては飲酒の節度や借金など信用状態まで、広く国民のプライバシーを根こそぎ調べ上げる国民監視の仕組みがつくられることです。その対象も、公務員のみならず、国から事業を受注して特定秘密の提供を受けた民間企業やその下請企業で働く労働者、派遣労働者も含まれるのです。

一般の国民も、特定秘密を保有する者の管理を害する行為により特定秘密を取得したとされれば、たとえ秘密が漏えいされなくても、未遂、共謀、教唆、扇動も広く処罰されます。この点で、森大臣が、一般の国民が特定秘密と知らずに情報に接したり、その内容を知ろうとしたとしても一切処罰の対象となりませんとした答弁は、密室の取調べで自白を強要してきた刑事司法の現実にあえて目を背けさせるとんでもない詭弁であります。

その調査と評価について、森大臣は、各大臣が当該行政機関の職員に行わせると言いますが、具体的にどのような体制で調査し、収集した情報はどのように扱うのですか。法案に言う必要事項の照会や関係行政機関の協力の名の下に、公安警察や、既に自衛隊に置かれその活動が地方裁判所で違法とされた情報保全隊などによつて行われることになるのではありませんか、明確にお答えください。

総理、法案が規定する罰則違反の容疑があり、その事件で必要であれば逮捕、勾留しての取調べ、搜索、差押え、起訴されて被告人として刑事裁判にさらされることはあり得ますね。報道機関や取材の自由に配慮がなされたとしても、個別の事件捜査に必要であるなら強制捜査はあり得ますね。

しかも、逮捕、勾留や搜索、差押えの令状にも起訴状にも判決にも、一体どんな情報に近づいた

重大な人権侵害法案と処罰規定がかくも曖昧か

つ広範で、質疑を行えば行うほど適用範囲が逆に曖昧になっていくところに法案の危険な本質が現れています。

総理、法案準備過程の審議内容を明らかにすべきではありませんか。それさえ墨塗りにした上、担当大臣の答弁が二転三転と迷走しています。これでは、法案を現実運用する行政機関、そして捜査機関の恣意的濫用を野放しにすることになるではありませんか。それとも、あえてそれを狙っているのですか。法案準備過程にも関与せず、法案所管部局への指揮命令権限さえ持たない大臣を担当大臣に任じた総理の責任は重大です。どう考えているのですか。

なぜ安倍政権は、何が何でも今国会で成立をと暴走するのか。安全保障のためなら秘密にして当たり前だというなら、大本営発表で国民を欺いたあの戦争の誤りを再び繰り返す道です。あなたがまずやるべきは、大量破壊兵器があると米国の誤った情報をうのみにして強行したイラク戦争への自衛隊派兵を徹底して検証し、猛省することではありませんか。米軍とともに海外で戦争をする国に変える、そのために国民の目と耳そして口をふさぐ秘密保全体制をつくらうというのが本法案強行の狙いであります。

同僚議員の皆さんに警鐘を鳴らしたい。この法案は国会議員をも処罰の対象としています。たとえ政治的立場は違っても、国民を代表し、巨大な行政権力、官僚機構に断固として迫ってこそ国会議員ではありませんか。憲法と相入れない法案の危険は、衆議院における修正によっていささかも減じられていません。これを国民に押し付ける資格など、政府にも、国会にもありません。まして、会期末まであと一週間しかない今国会で強行しようなど、国権の最高機関たる国会の自殺行為

は絶対であり得ない、参議院がそうした道をたどってはならない、断固廃案にするほかないことを厳しく指摘して、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君 仁比聡平議員にお答えをいたします)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 仁比聡平議員にお答えをいたします。

本法成立の必要性、目的についてのお尋ねがありました。

本法案は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資することを目的としています。

情報漏えいに関する脅威が高まっている状況や、外国との情報共有は情報各国において保全されることを前提に行われていることに鑑み、また、政府部内で情報共有が促進されるためにも、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題であります。政府としては、早期に本法案が成立するよう引き続き努力してまいります。

本法案に対する国際社会の批判についてお尋ねがありました。

特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報について、外部の有識者の意見を反映させた基準に基づいて大臣等の行政機関の長が指定することとしており、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう重層的な仕組みを設けております。したがって、特別報告者の懸念は当たらず、その旨、先方にも速やかに回答いたします。

さらに、政府として、本法案の必要性や、本法案に定める規制が必要最小限のものであること等について説明を尽くし、広く理解が得られるよう努めてまいります。

特定秘密の内容についてお尋ねがありました。

特定秘密は、本法案の別表に限定列挙された事項に該当するものに限って指定するものであり、御指摘の、テロリストが知れば資する情報が全て特定秘密に該当するわけではなく、支離滅裂との御指摘は当たりません。

なお、警察が行うテロ対策の情報については、特定秘密に当たり得ることを申し添えます。

違法に収集された情報についてお尋ねがありました。

違法に収集された情報は特定秘密の対象とはなりません。違法に収集された情報は特定秘密の対象とはなりません。違法に収集された情報は特定秘密の対象とはなりません。

なお、特定秘密は、行政機関の長が責任を持って指定するものであり、本法案では、内閣総理大臣の行政機関の長に対する指揮監督権限を明示し、内閣として適正な指定等の確保を図ることとしております。無効な指定がなされることは想定しておりませんが、万一、無効な指定であることが明らかとなった場合には、行政機関の長が指定を解除するなど適切な措置を講ずるものと考えます。

国民による指定解除についてお尋ねがありました。

個別具体的な特定秘密の指定や解除は、専門的、技術的判断を要することから、原則として、行政機関が、有識者の意見を反映させた基準を踏まえ、これを行うことが適当であると考えます。恣意的な秘密の指定や延長に関する懸念についてお尋ねがありました。

本法案では、特定秘密の恣意的な指定や延長が行われることがないよう重層的な仕組みを設けております。

また、修正協議を経て、特定秘密の有効期間は原則三十年を上限とし、その延長について内閣の

承認を得たとしても、暗号や人的情報源に関する情報等、例外中の例外を除き、通じて六十年を超えることができないことといたしました。これにより、原則として、一定期間経過後は全ての情報が公開されます。

特定秘密に関する罪における強制捜査や刑事訴訟の可能性についてお尋ねがありました。

これは捜査機関において個別具体的な事案に即して判断すべき事柄であり、一概にお答えすることは困難ですが、一般論として申し上げれば、捜査機関は、厳格な刑事訴訟法の規定に従って、裁判官の発する令状により逮捕、勾留の上での取調べや捜索、差押えを実施するものと承知しており、また、検察官は法と証拠に基づいて公訴を提起するものと承知しております。

いずれにしても、特定秘密に関する罪の捜査等が行われる場合には、本法案二十二条の趣旨等を踏まえ、報道又は取材の自由に十分な配慮がなされるものと認識しております。

特定秘密に関する令状等の記載内容についてお尋ねがありました。

御指摘の令状等においては、特定秘密の内容全てを明示しなくとも、例えば暗号に関する特定秘密というように、その内容を明らかにすることが考えられ、どのような罪で捜査や訴追の対象となっているのか明らかにされるものと考えます。本法案の罰則による影響についてお尋ねがありました。

本法案第二十二条には、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由を十分配慮しなければならないとの規定を置いており、本法案の解釈適用に当たると当事者全てが、国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、

報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなります。

なお、特定秘密を漏らした公務員等にとつては、自らが取り扱う特定秘密が何であるか十分分かっており、また、違法に特定秘密を取得した罪に問われる場合は、取得者は自らが取得したものが特定秘密であることを認識していなければならず、知る権利、言論、表現の自由が萎縮するとの指摘は当たりません。

適性評価の体制、情報の取扱い、照会等の調査手法についてのお尋ねがありました。

適性評価の実施については、各行政機関においてこれを担当する部署を定めて行うこととしており、適性評価により収集した情報は、適性評価を実施する部署で管理責任者を定め、適切に保管し、保存期間経過後、確実に廃棄することを検討しております。また、公私の団体等への照会については、適性評価を実施する行政機関の長が必要範囲内でこれを実施します。

法案策定過程における審議内容の情報開示についてのお尋ねがありました。

情報公開法に基づき、適切に対応してまいります。

担当大臣についてお尋ねがありました。

本法案は、秘密の範囲や罰則を含め様々な論点があり、また国民の知る権利や取材の自由等を十分に尊重する必要があるところ、弁護士でもある森大臣が適任であると判断して担当大臣をお願いしております。森大臣はこれまで、そのリーダーシップの下、修正案を含め本法案を取りまとめるとともに、国会審議等でも本法案に理解を得るべく説明を尽くされており、引き続き尽力いただきたいと考えております。

イラク戦争の検証についてお尋ねがありました。

二〇〇三年のイラク戦争に関する我が国の対応については、前政権下で外務省が検証を行い、昨年十二月にその結果を発表しました。我が国が武力行使を支持するに至った当時、査察への協力を通じて大量破壊兵器の廃棄を自ら証明する立場にあったイラクが、査察受入れを求める安保理決議に違反し続け、大量破壊兵器が存在しないことを自ら証明しなかったことが問題の核心であったと考えます。

他方、事後的に言えば、イラクの大量破壊兵器が確認できなかったことの事実については厳粛に受け止める必要があると考えております。

このような認識も踏まえながら、引き続き、情報収集・分析能力の強化にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(中川雅治君登壇、拍手)

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国家安全保障に関する特別委員会

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現行の安全保障会議の審議体制等を見直し、もって我が国の国家安全保障に関する機能等を強化するため、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、政府から趣旨説明を聴取するとともに、衆議院修正部分について修正案提出者から説明を聴取した後、菅内閣官房長官、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、森国務大臣等に対し質疑を行い、さらに、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行ったほか、委員外議員による質疑、三名の参考人からの意見聴取を行うなど、慎重かつ熱心な審議を行いました。

質疑の主な内容は、国家安全保障会議創設の意義、四大臣会合及び緊急事態大臣会合の設置の理由、九大臣会合と文民統制機能の維持、国家安全保障会議への各省庁の情報提供、内閣官房の危機管理に関する体制の在り方、国家安全保障局の体制、国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官の役割と国家安全保障局長との関係、国家安全保障会議の議事録作成の必要性、政府の情報収集・分析機能の強化、本法律案と特定秘密保護法案との関係等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より反対、民主党・新緑風会の大野委員より賛成、社会民主党・護憲連合の福島

委員より反対、公明党の石川理事より賛成、みんなの党の小野委員より賛成する旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、国家安全保障会議設置法案に反対の討論を行います。

本法案によつて設置される日本版NSCは、日本の外交・安全保障の司令塔だとされますが、検討されている国家安全保障戦略や防衛大綱の見直しの中身を見れば、首相の下に戦争、軍拡の司令塔をつくるものにほかなりません。秘密保護法と一体で主権者国民を罰則で脅し付けながら、あらゆる情報を隠しつつ米国との情報共有を行い政策決定を進めるものであり、集団的自衛権の行使に向けた検討と併せ、憲法に反する、海外で戦争をする国への体制整備にほかなりません。

国家安全保障戦略で名実共に武器輸出国になるための検討がされていることは重大です。

これまで、武器輸出三原則は様々な抜け穴がつけられ、紛争当事国であるイスラエルへの輸出につながることが承知で、米国等とのF35の共同開発にまで乗り出しています。さらに、総理のトップセールスの下で、トルコ軍の戦車のエンジンの共同開発のために合弁会社まで設立をされます。

加えて、政府は、米国の国防高等研究局、DAP Aをモデルにした新組織を発足させ、政府が資金援助をして革新的な防衛技術の開発を進めようとしています。国会決議され、国是とされてきた武器輸出三原則を公然と投げ捨て、防衛産業の国際競争力強化を掲げ、武器輸出で成長する国に進むことなどは絶対に許されません。

さらに、ジブチの基地の拡充を始め、国際平和協力活動のためとして、自衛隊の海外基地の整備を図ることが検討されています。日本防衛とは全く無縁であり、世界の警察を自認する米国をまね、それに付き従って海外での軍事行動を広げるための検討にはなりません。今や外国に軍事基地を置く国は、巨大な基地ネットワークを持つ米国以外、イギリス、フランスなどが僅かに持つだけです。軍隊の外国駐留が縮小の道をたどる大戦後の世界の流れにも逆らうものであり、このような検討は直ちにやめるべきです。

NSCにより米国の情報共有を強化するとしています。しかし、日本政府がイラクの大量破壊兵器保有の証拠、たとする米国の捏造情報を、真偽を我が国として確認できない部分がほとんどしつつ、米国の信頼関係が基本だとうのみにし、国際法違反の戦争を支持をしたことについて、まともな検証を行う意思も反省もないことが審議を通じて改めて明らかになりました。

米国との間には、情報保全についての日米協議 BISC が二〇一〇年に設置され、今年七月までに四回の協議が行われています。その米国がやっていたことは何か。ドイツなどの首相や日本の在米大使館を対象にした盗聴です。

米国家情報長官クラッパ氏は、十月二十九日、アメリカの下院で証言し、情報機関に最初に学ぶ基本は指導者の考えをどう知るかということ

だ、どんな指導者でも対象になると述べ、同盟国を含む外国首脳の通信傍受を正当化しています。ところが、政府は、米国の意思疎通を図っているなどと繰り返すだけで、事実解明の要求も抗議もしていません。一体これでどうして主権を守ることができのでしょうか。

同盟の強化だとして情報共有を強化することは、米国への従属を深め、イラク戦争と同じ過ちを繰り返すだけです。政府には、イラク戦争への対応について正面から誠実な検証を行うとともに、盗聴による主権侵害に対して毅然と対応し、同盟ありきの外交判断と政策姿勢を根本的に改めるよう強く求めるものであります。

以上、反対理由を申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 御紹介いたします。

本院の招待により来日されましたASEAN議員会議、AIPA議長御一行がたいま傍聴席にお見えになっております。ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

〔総員起立、拍手〕

○議長(山崎正昭君) 討論を続けます。小野次郎君。

〔小野次郎君登壇、拍手〕

○小野次郎君 みんなの党の小野次郎です。

私は、本日の議題である安全保障会議設置法等改正案について、みんなの党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

四年半にわたり安全保障・危機管理担当の総理秘書官を務めた経験を通じて、私は、我が国の国家安全保障上の三つの大きな課題を実感してまいりました。

課題の第一は、千差万別な態様の緊急事態、すなわち、国家の危機に当たって機動的な対応を取れる体制の確立であります。第一報がアリの一穴のようなささいな内容から国全体を揺るがす一大事が始まることもあり得ます。しかし、実際には、天下の一大事と思われた事件も、終わってみれば、あれって何だったのだろうと顔を見合わせて苦笑いするケースの方がずっと多いのです。

危機管理の要諦は、最初に最大、最悪の事態を想定するとともに、臨機応変な対応で最小限にまとめることであります。外国からの直接侵略のケースを除けば、国家の危機も、多くの場合、ミタリミタリかシビルか、つまり、軍事なのか非軍事なのか判然としない、また、途中で事態の性格自体が変質することもある想定しなければなりません。非軍事の緊急事態であっても、複数の事象が同時に発生した場合には、政府部内で主管官庁が重なり合ったり、あるいは途中で変遷することがあります。

その意味で、国家安全保障に関する政府の司令塔は、どんな事態にも臨機応変かつしなやかに対応できるものでなければなりません。そのためには、省庁の縦割りを徹底的に排除する必要があります。同時に、少数の省庁の縄張り争いの場にしてしまふことも避けなければなりません。私たちは、まさに官邸主導、なかんずく総理主導の危機管理体制を確立しなければならないのです。

さらに、総理と各省大臣の間に指揮監督関係があつても長年にわたり克服できていないのが情報

の内閣一元化であります。国家安全保障に関しては、つかさつかさで機密情報を管理し、情報を出し惜しむ傾向が根強い官僚組織の抵抗を押し切つて情報の一元化を実現する必要があります。

課題の第二は、国家安全保障に関して、官僚主導を排除して、政治指導者のリーダーシップが発揮される仕組みの実現であります。危機に際して不確実な重大事態に対処する以上、常に空振りや失敗のリスクを覚悟しなければなりません。国民は、政府の対応によつて、一時的な自由の制約ばかりでなく、生命、財産にまで取り返しの付かない損害を被る可能性があります。

我が国の官僚は、個人としては知識と技術において優秀な方々であります。しかし、集団となれば、無謬性、匿名性、個人無答責を組織原理としてきたことも否定できません。判断の誤りを認めたり個人責任を自ら認めることを期待することは困難です。逆に言えば、彼らには後で個人の責任又は失敗の責任を問われるような決断を行うことは難しいということを意味します。

危機管理のシミュレーションは官僚の方が得意かもしれません。しかし、本番は、責任とリスクの伴う決断ができる真の政治家でなければ国家の重大危機を乗り越えることはできません。結果の責任は自分が取る覚悟を持った総理大臣や関係閣僚が政治的なリーダーシップを発揮できる、政治家主導でトップダウンの体制の構築が求められています。

最後に、私が長年実感してきた第三の課題は、国家安全保障における意思決定プロセス及び責任の明確化であります。

緊急事態にあつて、国民の皆さんは、一時的とはいえ、かけがえない生命、財産、自由と安全を政府の判断と指示に委ねざるを得ないのです。

しかし、国民の負託を受けて多くの同胞の運命を預かる立場に立つ政治家や官僚が、危機に際して密室の中で記録を残さない形の方が自由に議論ができて最善の結論が出せるなどと考えてるのは大きな誤りであります。公表する時期については別途考慮するにしても、何を考え、何を議論したのか、責任者個々の関与を明確にして、つまびらかに記録に残すことは至極当然のことです。

逃げ隠れできない状況に置かれて初めて、指導者は覚悟を持って重大な決断を行うことができ、官僚もまたそれを確実に実施に移す責任感が生まれるのではないのでしょうか。

本法案の採択に当たって、自らの経験に即して所感の一端を申し上げました。本法案は、我が国国家安全保障の司令塔となる組織、つまり入れ物を用意することであります。

本法案は、今回衆議院の審議を通じて加えられた修正部分を含めて、これまでの課題を克服して、国家安全保障の充実に大きく寄与することができる内容であると考えます。今後、国民の期待にこたえて十全の機能を発揮するためには、常に迅速的確な意思決定がなされるよう、情報の内閣一元化を一層進める必要があります。

○議長(山崎正昭君) 小野君、時間が参りました。簡単に願います。

○小野次郎君(続) また、意思決定プロセスの記録を残す仕組みを前提にした上で、政治家も官僚も各々の責任をしっかりと果たさなければならないという点も最後に申し添えます。

以上、みんなの党を代表して、本法案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百十三

反対

十八

よって、本法案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第二 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(荒木清寛君登壇、拍手)

○荒木清寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する

制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯と成立した場合の制度利用の見通し、同行休業取得の要件が一般の国家公務員と裁判官とで異なる理由、同行休業中の自己研さんの必要性和その支援策、裁判所における女性の活躍の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百三十一

反対

よって、本法案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第三 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長丸山和也君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(丸山和也君登壇、拍手)

○丸山和也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金の支給について、所得制限を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と国際人権A規約との関係、所得制限導入により捻出される財源の使途、地方公共団体の事務負担増加への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して大島理事より反対、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法律案につきましては附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。大島九州男君。

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

二〇一〇年に民主党が恒久法として実現した高校無償化制度の理念は、保護者等の所得に影響されることなく、全ての子供たちが平等に教育を受ける権利を保障していくことにあります。改正案に盛り込まれた所得制限の導入によって、全ての子供たちが支援金を受けられないことになれば、そもそも法制定の理念を大きく後退させるものであり、日本の人材育成に大きな影響を与えることは間違いありません。

本改正案に反対する第一の理由は、世界的に見ても、ほとんどの主要先進国でいわゆる高校授業料は無償であります。更に言えば、無償とされている国々では所得制限は課されておりません。この改正案の成立が、中等・高等教育無償化の漸進的導入を定めた国際人権A規約の趣旨に逆行し、世界に向けて、日本の教育、人権政策は後退したとのメッセージを発信してしまうことにあります。

第二の理由は、制度変更等の影響により、進路選択の時期に当たる中学三年生や、既に現制度で子供の公立高校授業料無償で家族の生活設計を行い、既にそれを実行している世帯における影響が懸念されること。

第三の理由は、就学支援金の受給資格の認定に当たって、保護者の所得を明快に把握し、申請を

行わないと受給資格の認定が下りないことから、複雑な家庭環境の生徒や定職に就けないでいる保護者の家庭の生徒に多大な精神的負担を与えるおそれがあること。

第四の理由は、突然の家庭における経済環境の変化に制度が追い付いていないため、受給資格の認定に長期間時間を要する事態が起こり得るなど、制度の想定していない現実が起る可能性が大きいこと。

第五の理由は、所得制限の導入により捻出される財源については、奨学のための給付金の創設、公私間格差の縮減等の教育費負担軽減施策に用いると説明を受けましたが、現実はその予算の獲得が確実に実行される確証がないこと。

第六の理由は、現在も都道府県が独自に私立高校生に対して行っている授業料減免補助についての課題が残ることです。

そもそも、今回の就学支援金の加算拡充により、都道府県が行っている授業料減免補助がどの程度軽減されるのか把握されておらず、さらには、加算拡充に伴い、地方自治体独自で手当てしていた低所得者支援の予算が今回の改正で国に肩代わりされ、地方で使われていた教育予算がほかに流用される可能性が指摘されています。

国においても、特に増大する事務処理のために四十億から五十億もの事務費の予算が計上されていますが、この予算も所得制限導入によって捻出される授業料から手当てされることを見ても、地方の教育費の他への流用が懸念されること。

第七の理由は、そもそも今回の所得制限の導入は、年収九百十万円以上の世帯の子供に充てていた予算を削り、その削った予算を年収二百五十万円以下の世帯の子供に回すという単なる予算内での調整であり、教育予算全体を増やす努力をして

いないこと。

以上、私は、本改正案に対して反対の理由の一部を述べましたが、本改正案における低所得者支援のための奨学のための給付金の創設や公私間格差の是正、専修学校一般課程、各種学校への支援の拡大、特別支援教育就学奨励費の拡充については大いに賛成をさせていただくところであります。

この国の将来を担う人材を育成していく最も大切な仕事をリードするのは文部科学省であります。その省庁としての責任は、新たな財源を確保し、全ての子供たちがどんな環境に生まれようとも平等に教育を受ける制度を確立し、安心して学べる社会をつくり上げることが本来の使命であります。

我が国の教育政策の根幹にかかわる問題を、拙速に所得制限導入という手法による改正によって行うのではなく、与野党で、我が国の教育の在り方、人への投資の重要性をしっかりと議論し、それを受けて、我が国全体の予算配分を見直し、教育予算を充実させることによって高校無償化制度をより良いものとしていくことこそ我々国会に課された使命ではないでしょうか。

我が国は人材こそが資源であり、教育は未来への投資であります。政府・与党は、国土強靱化の名の下に公共事業関連予算を増額させる一方、国家予算が逼迫していることを理由に、この法律に所得制限を導入し実質的に教育予算の削減を行う対応は、現政権の我が国人材育成に対する消極的姿勢が表れていると言わざるを得ません。

国をつくっているのは国民一人一人でありまして。その一人一人の国民に投資をし、そこで学んだ一人一人の国民がそれぞれの役割で家庭、社会で活躍して国家を支える、そんな国を目指して、

私たち国会議員は国民一人一人を家族と思う心で政策を立案していくことが国会の本来の仕事であると考えています。

この改正案が、本当に国民のため、国家のためになる改正案であるかどうかは、私たち議員一人一人が、政策を立案する際、党利党略でなく、本心に心から国民の健やかなる生活を願い、立法した法律であるかどうか懸念しています。その結果は必ずその心にふさわしい結果として現れます。

私は、そのことを肝に銘じ、今後の国会活動を皆さんと心一つに真摯な姿勢で行うことをお誓いし、世界の平和をリードする日本の人材の育成を目指し、全ての国民に平等な教育の機会を提供できる社会づくりに取り組んでいくことを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 田村智子君。

〔田村智子君登壇、拍手〕

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正法案に反対の討論を行います。

本法案は、公立高校の授業料不徴収の条項を削除し、公立高校にも授業料を発生させた上で就学支援金を支給するというものです。

公立高校の授業料は都道府県の判断で決定されるため、就学支援金の額を超える授業料を決めた場合、その差額を高校生から徴収することになります。現に、東京都には今も都立高校授業料を年額十二万二千四百円と定めた条例があり、留年などにより現行法の対象外となった高校生はこの授業料を負担しています。その年額は現行の就学支援金の支給額を上回っており、このままでは、来

年度四月から新入生の多くが授業料の一部又は全部を負担することになってしまいました。

公立、私立共に高校無償化が求められている中で、このように公立高校の授業料不徴収を僅か四年で廃止することは断じて容認できません。

さらに、本法案は、就学支援金の支給に所得制限を設けるとしています。文部科学省の試算で二二%もの高校生を就学支援金支給の対象外とすることは重大です。

所得制限を実施するには、全ての高校生について保護者等の所得の把握が必要です。そのため、法案では、高校生に保護者等の収入を届けることを義務付け、届出がなければ就学支援金の支給を差し止めるとしています。現役の高校生全てに法に基づき行為を義務付ける法律はほかにはありません。

公立、私立共に授業料負担を前提とし、就学支援金を受けたければ経済的支援が必要であることを証明せよと高校生に義務付ける、このような法制度が国際人権規約、社会権規約に定める中等・高等教育の授業料無償化の漸進的実行に逆行することは明らかです。

保護者等の収入は課税証明書によって確認することになりますが、これは、社会的に孤立した家庭、複雑な事情や困難を抱える家庭ほどハードルが高くなってしまう。雇主が源泉徴収書を出さない場合、ネグレクトなどがある場合、家庭の不和から親を頼らないことを選択した高校生などの事例についてでしたが、こうした場合にも、保護者等の課税証明書の届出ないし届出がない理由を都道府県が確認することが必要との答弁にとどまり、就学支援金の差止めを防ぐ具体的な対策は示されませんでした。

文部科学省は、所得制限によってつくり出す予

算を就学支援金の加算に充てると説明していますが、それは本来概算要求で増額要求すべきです。そうしなければ、OECD諸国の中で最低ランクの我が国の教育予算割合を増やすことなどできるはずがありません。

来年度、文部科学省が想定する私立高校生への就学支援金加算の総額は一学年分のみで二百五十億から二百六十億円、これを増額要求することがなぜできないのか。高額所得者への負担を求めるならば、所得税、住民税の最高税率を一九九八年水準に戻せば六千から七千億円の増収となり、就学支援金の加算のみならず、教育予算の拡充に十分な財源となるではありませんか。

最後に、今年五月、子どもの貧困対策法制定を求める集会で、私は下村大臣と御一緒にいたしました。その中で、働きながら夜間定時に通う高校生はこう発言をしました。授業料無償に所得制限を付けようという話が出ていると聞いています。それは多分高校生の願いに反することだと思えます、学校に通うことを私たちの権利にしてほしい、小中学校に授業料という言葉がないように、早く高校にも授業料という言葉がなくなり、教科書代、実習費という言葉も生徒会費という言葉もなくなっていくことを望みます。こうした高校生の声にこたえて、全ての子供たちに教育を受ける権利を保障するために全力を尽くす決意を述べ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 百五十四
反対 七十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 交通政策基本法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○藤本祐司君 ただいま議題となりました両案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず一点目、交通政策基本法案であります。

この交通政策基本法案は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本法案の基本理念を踏まえた交通行政の在り方、地域公共交通への国の支援の必要性、交通における大規模災害対策及び安全対策の推進等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

二つ目ですが、これは、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、平成二十五年四月五日の閣議決定に基づき、平成二十七年四月十三日までの二年間、引き続き、北朝鮮船舶全ての船舶の本邦への入港を禁止することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
まず、交通政策基本法案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百十七
反対 十二

よって、本案は可決されました。(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八
賛成 二百二十八

反対
よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

議員
吉良よし子君 又市 征治君
山本 博司君 横山 信一君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
堀井 巖君 田村 智子君
紙 智子君 石川 博崇君
新妻 秀規君 平木 大作君
若林 健太君 高階恵美子君
仁比 聡平君 大門実紀史君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 中西 祐介君
熊谷 大君 大家 敏志君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 香苗君
谷合 正明君 磯崎 陽輔君
愛知 治郎君 岡田 広君
市田 忠義君 山下 芳生君

荒木 清寛君 山口那津男君
魚住裕一郎君 西田 実仁君
長沢 広明君 林 芳正君
山本 一太君 森 まさこ君
藤川 政人君 中原 八一君
磯崎 仁彦君 上野 通子君
舞立 昇治君 三木 亨君
三宅 伸吾君 宮本 周司君
森屋 宏君 山下 雄平君
馬場 成志君 羽生田 俊君
二之湯武史君 長峯 誠君
中泉 松司君 長谷川 岳君
三原じゅん子君 渡辺 猛之君
江島 潔君 赤池 誠章君
井原 巧君 石井 正弘君
石田 昌宏君 石井 準一君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君
石井 浩郎君 青木 一彦君
丸川 珠代君 山田 俊男君
丸山 和也君 水落 敏栄君
関口 昌一君 藤井 基之君
北川イツセイ君 小泉 昭男君
末松 信介君 岩城 光英君
衛藤 晟一君 世耕 弘成君
松山 政司君 金子原二郎君
鶴保 庸介君 岸 宏一君
山本 順三君 吉田 博美君
脇 雅史君 牧野たかお君
福岡 資麿君 堀内 恒夫君
山本 太郎君 谷 亮子君
吉川ゆうみ君 山田 修路君
渡邊 美樹君 糸数 慶子君
主濱 了君 豊田 俊郎君
堂故 茂君 柘植 芳文君

滝波 宏文君 滝沢 求君
高橋 克法君 太田 房江君
大野 泰正君 北村 経夫君
大沼みずほ君 古賀友一郎君
上月 良祐君 酒井 庸行君
島田 三郎君 古川 俊治君
西田 昌司君 塚田 一郎君
石井みどり君 島尻安伊子君
佐藤 正久君 佐藤 信秋君
佐藤ゆかり君 伊達 忠一君
岡田 直樹君 宮沢 洋一君
中川 雅治君 二之湯 智君
野村 哲郎君 松村 祥史君
松下 新平君 溝手 顕正君
柳本 卓治君 武見 敏三君
山崎 力君 山谷えり子君
木村 義雄君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 尾辻 秀久君
中曽根弘文君 森本 真治君
磯崎 哲史君 石上 俊雄君
浜野 喜史君 安井美沙子君
小西 洋之君 石橋 通宏君
大野 元裕君 西村まさみ君
徳永 エリ君 高野光二郎君
斎藤 嘉隆君 田城 郁君
江崎 孝君 有田 芳生君
島村 大君 野田 国義君
金子 洋一君 風間 直樹君
牧山ひろえ君 大島九州男君
相原久美子君 林 久美子君
片山さつき君 尾立 源幸君
大久保 勉君 白 眞勲君
足立 信也君 藤本 祐司君
水岡 俊一君 津田弥太郎君

猪口 邦子君	小林 正夫君	国土交通大臣	太田 昭宏君	予算委員	障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)
藤田 幸久君	大塚 耕平君	国務大臣	菅 義偉君	辞任	外交防衛委員会に付託
福山 哲郎君	櫻井 充君	(内閣官房長官)		三木 亨君	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(閣法第二号)
増子 輝彦君	那谷屋正義君	国務大臣	森 まさこ君	森屋 宏君	厚生労働委員会に付託
山東 昭子君	小川 勝也君	国務大臣	甘利 明君	石上 俊雄君	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
直嶋 正行君	神本美恵子君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	相原久美子君	戸籍法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外七名発議)
田中 直紀君	羽田雄一郎君	内閣官房副長官		難波 樊二君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
郡司 彰君	榎葉賀津也君	副大臣	岡田 広君	山下 芳生君	投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
浜田 和幸君	和田 政宗君	内閣府副大臣		平木 大作君	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
渡辺美知太郎君	清水 貴之君			紙 智子君	投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件
平野 達男君	井上 義行君			三宅 伸吾君	投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
薬師寺みちよ君	藤巻 健史君			西田 昌司君	投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
吉川 沙織君	荒井 広幸君			三宅 宏君	同日議長は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
山田 太郎君	藤巻 幸夫君			藤田 幸久君	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
儀間 光男君	蓮 舫君			小川 敏夫君	首都直下地震対策特別措置法案
広田 一君	藤末 健三君			吉田 忠智君	
山口 和之君	真山 勇一君			福島みずほ君	
東 徹君	芝 博一君			藤島みずほ君	
加藤 敏幸君	柳澤 光美君			小川 敏夫君	
柴田 巧君	中西 健治君			藤田 幸久君	
松田 公太君	中野 正志君			小川 敏夫君	
室井 邦彦君	小見山幸治君			藤島みずほ君	
小川 敏夫君	長浜 博行君			藤島みずほ君	
川田 龍平君	行田 邦子君			藤島みずほ君	
寺田 典城君	中山 恭子君			藤島みずほ君	
前川 清成君	北澤 俊美君			藤島みずほ君	
柳田 稔君	前田 武志君			藤島みずほ君	
江田 五月君	水野 賢一君			藤島みずほ君	
小野 次郎君	江口 克彦君			藤島みずほ君	
松沢 成文君	片山虎之助君			藤島みずほ君	
内閣総理大臣	安倍 晋三君			藤島みずほ君	
法務大臣	谷垣 禎一君			藤島みずほ君	
文部科学大臣	下村 博文君			藤島みずほ君	

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税に関する質問に対する答弁書(第五五号)

参議院議員藤末健三君提出アジア太平洋の安全保障に関するフォーラムの設置に関する質問に対する答弁書(第五六号)

参議院議員藤末健三君提出法科大学院卒業生の処遇に関する質問に対する答弁書(第五七号)

参議院議員山本太郎君提出特定秘密の保護に関する法律案に関する質問に対する答弁書(第五八号)

参議院議員薬師寺みちよ君提出道路交通法に基づく点数制度に関する質問に対する答弁書(第五九号)

参議院議員有田芳生君提出特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての質問に対する答弁書(第六〇号)

同日議長は、アントニオ猪木君に対し、議院は議員アントニオ猪木君を国会法第二百二十二条第三号の規定により三十日間の登院停止とすることを議決した旨念のため通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

首都直下地震対策特別措置法

同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十四年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びにこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十四年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十四年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

井原 巧君

補欠

野上浩太郎君

石井 正弘君

宮沢 洋一君

法務委員

辞任

宮沢 洋一君

補欠

石井 正弘君

農林水産委員

森 まさこ君

中泉 松司君

国土交通委員

中泉 松司君

森 まさこ君

国家基本政策委員

野上浩太郎君

井原 巧君

予算委員

平木 大作君

補欠

西田 実仁君

辞任

西田 昌司君

補欠

三木 亨君

辞任

三宅 伸吾君

森屋 宏君

辞任

難波 奨二君

石上 俊雄君

辞任

安井美沙子君

風間 直樹君

辞任

石上 俊雄君

難波 奨二君

辞任

風間 直樹君

安井美沙子君

辞任

蓮 舫君

相原久美子君

紙 智子君

山下 芳生君

議院運営委員

三木 亨君

補欠

西田 昌司君

辞任

森屋 宏君

三宅 伸吾君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

藤巻 健史君

補欠

室井 邦彦君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

佐藤ゆかり君

補欠

酒井 庸行君

二之湯武史君

舞立 昇治君

小川 敏夫君

白 眞勲君

決算委員会

理事 柳本 卓治君

理事 山谷えり子君 (二之湯智君の補欠)

理事 神本美恵子君 (蓮舫君の補欠)

理事 西村まさみ君 (大島九州男君の補欠)

理事 杉 久武君 (竹谷とし子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外四名提出(衆第二〇号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会閣承認第四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第七五号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七條第一項の一般抛出金率の改定案に関する再質問主意書(川田龍平君提出(第六六号))
原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問主意書(藤末健三君提出(第六七号))

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

島田 三郎君

補欠

井原 巧君

宮沢 洋一君

石井 正弘君

法務委員

辞任

石井 正弘君

補欠

宮沢 洋一君

中泉 松司君

森 まさこ君

外交防衛委員

辞任

アントニオ猪木君

補欠

清水 貴之君

文教科学委員

辞任

水落 敏栄君

補欠

堀井 巖君

農林水産委員

辞任

堀井 巖君

補欠

水落 敏栄君

森 まさこ君

中泉 松司君

国土交通委員

辞任

井原 巧君

補欠

島田 三郎君

環境委員

辞任

浜野 喜史君

補欠

斎藤 嘉隆君

清水 貴之君

アントニオ猪木君

予算委員

辞任

風間 直樹君

補欠

安井美沙子君

決算委員

辞任

安井美沙子君

補欠

風間 直樹君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

難波 獎二君

補欠

石橋 通宏君

杉 久武君

河野 義博君

消費者問題に関する特別委員

辞任

森本 真治君

補欠

磯崎 哲史君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

酒井 庸行君

補欠

佐藤ゆかり君

舞立 昇治君

二之湯武史君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国の統治機構に関する調査会委員

辞任

高階恵美子君

補欠

大家 敏志君

森本 真治君

石上 俊雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教科学委員会

理事 大島九州男君 (石橋通宏君の補欠)

厚生労働委員会

理事 高階恵美子君 (高階恵美子君の補欠)

理事 山本 順三君 (山本順三君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第八十三回国会衆議院第一八号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

特定秘密の保護に関する法律案(閣法第九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第二二号)審査報告書

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

交通政策基本法案(閣法第一七号)審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会閣承認第四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

料亭に対する風営法の規制の見直しに関する質問主意書(江口克彦君提出)(第六九号)

中国の防空識別圏設定に関する質問主意書(井上義行君提出)(第七〇号)

特定秘密保護法案に関する質問主意書(寺田典城君提出)(第七一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出復興体制に関する質問に対する答弁書(第六一一号)

参議院議員藤末健三君提出遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療に関する臨床研究の促進に関する質問に対する答弁書(第六二号)

参議院議員山本太郎君提出放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律及び今後予定されている環境関連法令の改正等に関する質問に対する答弁書(第六三号)

参議院議員山本太郎君提出東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被ばく者の健康調査に関する質問に対する答弁書(第六四号)

参議院議員荒井広幸君提出国会と特定秘密保護法案に関する質問に対する答弁書(第六五号)

審査報告書

安全保障會議設置法等の一部を改正する法律案

案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十五日

国家安全保障に関する特別委員長

中川 雅治

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行の安全保障會議の審議体制等を見直し、もって我が国の国家安全保障に関する機能等を強化するため、安全保障會議の名称を国家安全保障會議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等を内容とする

るものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、国家安全保障局の体制の確定等を踏まえてその予算措置を講ずることになる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国家安全保障会議の議事について、会議の性質などを十分に勘案しつつ、その意思決定に至る過程の将来における検証等を通じて政策決定の透明性を確保するという公文書等の管理に係る制度の趣旨を踏まえ、国の安全保障を損ねない形で速やかに会議録その他の議事に関する記録の作成について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 国家安全保障及び危機管理に関する内閣官房の組織の在り方について、国家安全保障及び危機管理に係る政策決定の機動性及び実効性の観点から不断の見直しを行うこと。

三 国家安全保障会議の構成員については、国際環境の変化や会議の性質などを十分に勘案し、重大緊急事態にも適切に対処するため十全かつ効果的に会議が運営されるよう、不断の見直しを行うこと。

四 国家安全保障に関し、迅速適確な情勢判断と政策の企画立案の土台となるべき「情報の内閣一元化」を進めるため、必要な措置を講ずること。

右決議する。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

平成二十五年十一月七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

(小字及び一は衆議院修正)

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案

律

(安全保障会議設置法の一部改正)

第一条 安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家安全保障会議設置法

第一条中「国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処を我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。))に、「安全保障会議」を「国家安全保障会議」に改める。

第二条の見出しを「(所掌事務等)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

第二条第一項第四号中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第五号から第七号までの規定中「内閣総理大臣が必要と認める」を削り、同項第八号を次のように改める。

八 国防に関する重要事項(前各号に掲げるものを除く。)

第二条第一項第九号中「内閣総理大臣が必要と認める」を削り、「前二号」を「次項」に、「これらの規定」を「第七号又は第八号」に、「以下」を「第三項において」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項(前各号に掲げるものを除く。)

第二条第一項に次の一号を加える。

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

第二条第二項を次のように改める。

内閣総理大臣は、前項第一号から○第八号までに掲げる事項並びに同項第五号から○第九号までに及び第十号に掲げる事項○については、
○のうちに内閣総理大臣が必要と認めるもの
会議に諮らなければならない。

第二条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。

第三条中「第五項第一項各号に掲げる」及び「(同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。)」を削る。

第四条第三項中「次条第一項第一号に掲げる者である」を「内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣(順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣)をもつて充てられる」に改める。

第五条を次のように改める。

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

一 第二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 第二条第一項第九号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

三 第二条第一項第十号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

2 議長は、前項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣によつて事案について審議を行うことができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する者のほか、これらの規定に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

4 前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含む。第七条第二項において同じ。)がその職務を代行することができる。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を削り、第九条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務)

第十二条 會議の事務は、国家安全保障局において処理する。

第八条第一項中「以下」の下に「この条においてを加え、同条第二項中「第九号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申」を「第八号まで及び第十号に掲げる事項(同項第七号及び第八号に掲げる事項)については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。」の審議」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(幹事)

第十条 會議に、幹事を置く。

2 幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、會議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

第七条中「議長」を「前項に定めるもののほか、議長」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官(内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。)は、會議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

第七条を第八条とする。

第六条第二項中「者は」を「者、第五条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者、次条の規定により関係者として會議に出席した者並びに第九条第三項の委員長及び当該

委員長であつた者は」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(資料提供等)

第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、會議の定めるところにより、會議に対して、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、會議の審議に資するものを、適時に提供するとする。

2 前項に定めるもののほか、會議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に對し、國家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(内閣法の一部改正)
第二条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「いう」の下に「第十七条第二項第一号において同じ」を加える。

第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条中「内閣官房」を「この法律に定めるもののほか、内閣官房」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とする。

第二十條第一項中「置くことができる」を「置く」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。

第二十條を第二十一條とし、第十九條を第二

十條とし、第十八條を第十九條とする。

第十七條第二項中「並びに」の下に「国家安全保障局」を加え、同條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

第十七條 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が國の安全保障(第二十一條第三項において「国家安全保障」という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く)。
二 国家安全保障會議設置法(昭和六十一年法律第七十一號)第十二條の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障會議の事務

三 国家安全保障會議設置法第六條の規定により国家安全保障會議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五條第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。

7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理

大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

(國家公務員法の一部改正)

第三條 國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十號)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第五號の三を第五號の四とし、第五號の二の次に次の一號を加える。

五の三 国家安全保障局長

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

第一條第七號の次に次の一號を加える。

七の二 国家安全保障局長

別表第一官職名の欄中「内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條から第四條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(安全保障會議設置法の一部改正に伴う経過措置)
2 この法律の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における第一條の規定による改正後の国家安全保障會議設置法第八條第一項及び第十二條の規定の適用については、同項中「内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官(内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する

事項)は、會議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。」に改め、同条を第二十四条とする。

重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。」とあるのは「内閣官房副長官」とし、同条中「会議の」とあるのは「会議に關する」と、「国家安全保障局において処理する」とあるのは「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」とする。

審査報告書

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十六日

法務委員長 荒木 清寛
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に關する制度を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年十一月十五日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案
裁判官の配偶者同行休業に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、裁判官の継続的な勤務を促進し、もつて裁判事務等の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律にいう「配偶者」には、屈出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

2 この法律において「配偶者同行休業」とは、裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定め、滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、職務に従事しないことをいう。

(配偶者同行休業の承認)

第三条 最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該裁判官が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該裁判官の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第四条 配偶者同行休業をしている裁判官は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、最高裁判所に對し、配

偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第五条 配偶者同行休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第六条 配偶者同行休業の承認は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該配偶者同行休業をしている裁判官が裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)第三十九条の規定により職務を停止された場合

二 当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、又は当該配偶者同行休業をしている裁判官の配偶者がなくなった場合

2 最高裁判所は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

一 当該配偶者同行休業をしている裁判官から配偶者同行休業の承認の取消しの申出があつた場合

二 当該配偶者同行休業をしている裁判官が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合

三 その他最高裁判所規則で定める場合

(配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例)

第七条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条

第四項(最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)第三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八條の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(最高裁判所規則)

第八条 この法律の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

2 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条の表第三条第三項第六号の項中「裁判

「学支援助金の支給（第三条―第十五条）
条―第二十一条）に改める。」

第一条中「公立高等学校について授業料を徴収しないこと」とともに、公立高等学校以外「の」を削る。

第二条第一項第一号中「この条及び第四条第三項において」を削り、同項第二号中「次項及び第四条第三項」を「次条第三項及び第五条第三項」に改め、同項第五号中「第五条及び第七条第一項」を「第四条及び第六条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二章を削る。

第四条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第二項第二号中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)その他の同項に規定する者の就学に必要な経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」という。)の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

第四条第三項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、「私立高等学校等である」を削り、第三章中同条を第三条とする。

第五条中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第二項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。その他の受給権者の就学に必要な経費を負担すべき者として政令で定める者

(以下この項及び第十七条第一項において「保護者等」という。))を「保護者等」に改め、同条第三項中「公立高等学校基礎授業料月額」を「地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額」に改め、同条を第五条とする。

第七条第二項中「第五条」を「第四条」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第三項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(支払の一時差止め)
第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

第十四条の見出し中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条」を「第七条」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条」を「第七条」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第八条」を「第七条」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十

九条を第二十条とする。

第十八条中「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項、第九条第一項」を「第六条第一項、第八条第一項」に改め、「第十一条第一項」の下に、「第十七条」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣)」を削り、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。)に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

第四章を第三章とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から引き続き高等学校等(この法律による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(次項において「旧法」という。))に在学する者に係るこの法律の施行の日以後の公立高等学校(同条第二項に規定する公立高等学校をいう。))に係る授業料の徴収及び高等

学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第三条第二項の交付金の交付については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項、第九条第一項」を「第六条第一項、第八条第一項」に、「及び第十七条第一項」を「第十七条及び第十八条第一項」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二十九号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の九十一の項及び別表第二の百十三の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の四十七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第五第六の次に三号を加える改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

審査報告書

交通政策基本法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十六日

国土交通委員長 藤本 祐司

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くこと

のできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 交通政策基本計画の策定及びその施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者による効果的な相互連携を図られるよう配慮するとともに、利用者目線に立ちつつ、国民の意見が反映されるよう努めること。また、「社会資本整備重点計画」の内容やその計画期間等との整合に留意すること。さらに、新たな「国土のグランドデザイン」の構築においては、本法の基本理念等がいかされるようにすること。

二 交通における安全・安心をより確実なものとするため、道路交通・鉄道の安全等陸上交通の安全、船舶の保安等海上交通の安全及び航空保安等航空交通の安全の各分野について、関係法律で定めるところにより、万全を期すとともに、関係府省庁の連携による安全・保安体制の一層の充実等が図られるよう努めること。

三 運輸事業その他の交通に関する事業が健全に発展し、サービスが安定して供給されるよう、

交通に関する施策の推進に当たっては、交通関連事業者及び交通施設管理者による適切な業務の推進、交通に関する事業において必要とされる交通従事者の労働環境の改善及び人材の育成・確保等についても十分に配慮するよう指導すること。

四 大規模な災害が発生した場合における被害の軽減及び交通機能の迅速な回復のため、交通施設における老朽化対策及び耐震化対策等を推進するとともに、代替交通手段の整備、避難・救援・緊急輸送など非常時の移動手段の確保等に万全を期すこと。また、東日本大震災の教訓からミッシングリンクの解消等「命の道づくり」をより一層推進すること。

五 今後急速な人口減少・高齢化の進展が見込まれる中で、コンパクトシティの形成など交通とまちづくりの連携を一層推進するとともに、離島、過疎地域、中山間地域、豪雪地帯、半島地域など地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域等における国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されるよう、地域公共交通や物流の確保・維持・改善に努めること。

六 高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等の円滑な移動を可能とする交通施設のバリアフリー化に当たっては、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標年が東京オリンピック及びパラリンピックの開催年であることも踏まえ、我が国がより先進的なバリアフリー社会となるよう、その着実な推進を図ること。

七 交通分野における環境負荷の低減、省エネルギー化を推進するため、低公害車の普及促進、貨物輸送におけるモーダルシフトの推進やトラックの自営転換、交通における次世代技術の開発等への取組が一層推進されるよう努めるこ

と。また、ICT技術その他の技術の開発・活用等によって、交通の利用者利便の向上、交通の効率的な運営による産業競争力の強化、観光振興等が図られるよう努めること。

八 自転車、本法において他の交通モードと並ぶものとして明確に位置付けられたことを踏まえ、自動車や歩行者等との共存関係が形成されるよう、関係府省庁は連携を強化し、自転車道・駐輪場の整備等走行環境の改善などその利用促進に向けた施策に取り組むとともに、事故の減少を図るための施策を総合的に講じること。

九 交通の利用促進や物流の円滑化を通じて我が国の成長力の強化を図るため、高速道路、鉄道、港湾、空港をはじめとする交通インフラの料金や運賃等については、利用者利便や国際競争力の更なる向上に資するとともに各交通モード間の持続的な連携を可能とするバランスある水準となるよう十分に配慮すること。

十 二〇二〇年の東京オリンピック及びパラリンピックの開催に向けて、日本の津々浦々まで外国人旅客が旅できる国土・地域づくりを目指して、交通手段の充実、移動の円滑化、観光旅客の円滑な往來の促進等を図るとともに、万が一の大規模災害発生時における交通機能の維持、円滑な避難の確保等に万全を期すること。

十一 交通に対する基本的な需要の充足に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦等を含む国民が日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な移動、物資の円滑な流通等の需要が十分にくみ取られたものとなるよう最大限配慮すること。国民の交通に対する基本的な需要が充足され、安全・安心・快適な移動が実現されるよう、万全を期すこと。

十二 本法の制定及び交通政策基本計画の策定を踏まえ、これまでの交通政策の見直しを行うとともに、法制や助成制度を含め、行政運用に的確に対応すること。また、本法の施行状況について一定期間ごとに検証を行い所要の見直しを図ること。

右決議する。

交通政策基本法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年十一月十五日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

交通政策基本法案
交通政策基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十四条)
第二章 交通に関する基本的施策
第一節 交通政策基本計画(第十五条)
第二節 国の施策(第十六条―第三十一条)
第三節 地方公共団体の施策(第三十二条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上及び国民経済

の健全な発展を図ることを目的とする。
(交通に関する施策の推進に当たつての基本的認識)

第二条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたつて、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者(以下「国民等」という。)の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。
(交通の機能の確保及び向上)

第三条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担つていくこと及び経済活動の基盤であることに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上を図られることを旨として行われなければならない。

2 交通の機能の確保及び向上を図るに当たつては、大規模な災害が発生した場合においても交通の機能が維持されるときに、当該災害からの避難のための移動が円滑に行われることの重要性に鑑み、できる限り、当該災害による交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に資するとともに、当該災害の発生時における避難の

ための移動に的確に対応し得るものとなるように配慮しなければならない。
(交通による環境への負荷の低減)

第四条 交通に関する施策の推進は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び交通が環境に与える影響に鑑み、将来にわたつて、国民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう、交通による環境への負荷の低減を図られることを旨として行われなければならない。
(交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携)

第五条 交通に関する施策の推進は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、交通手段交通施設及び輸送サービスを含む。以下同じ。の選択に係る競争及び国民等の自由な選択を踏まえつつそれぞれの特長に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携することを旨として行われなければならない。
(連携等による施策の推進)

第六条 交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点から、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他交通に関する事業を行う者(以下「交通関連事業者」という。)、交通施設の管理を行う者(以下「交通施設管理者」という。)、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならない。
(交通の安全の確保)

第七条 交通の安全の確保に関する施策については、当該施策が国民等の生命、身体及び財産の

保護を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、交通安全対策基本法その他の関係法律で定めるところによる。

2 交通に関する施策の推進に当たつては、前項に定めるところにより行われる交通の安全の確保に関する施策との十分な連携が確保されなければならない。
(国の責務)

第八条 国は、第二条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。
(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。
(交通関連事業者及び交通施設管理者の責務)

第十条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのつとり、そ

の業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。
(国民等の役割)

第十一条 国民等は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによつて、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

(関係者の連携及び協力)

第十二条 国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
(法制上の措置等)

第十三条 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る交通の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 交通に関する基本的施策

第一節 交通政策基本計画

第十五条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画(以下この条において「交通政策基本計画」という。)を定めなければならない。

2 交通政策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 交通に関する施策についての基本的な方針
- 二 交通に関する施策についての目標
- 三 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 交通政策基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、交通政策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求めなければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

7 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

8 政府は、交通政策基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

9 第四項から前項までの規定は、交通政策基本計画の変更について準用する。

第二節 国の施策

(日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等)

第十六条 国は、国民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人又は物の移動を円滑に行うことができるようにするため、離島に係る交通事情その他地域における自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な施策を講ずるものとする。
(高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策)

第十七条 国は、高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑に移動することができるようにするため、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(交通の利便性向上、円滑化及び効率化)

第十八条 国は、前二条に定めるもののほか、国民等の日常生活又は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足されるようにするため、定時性の確保(設定された発着時刻に従つて運行することを含む。)、速達性の向上(目的地に到達するまでに要する時間を短縮することを含む。)、快適性の確保、乗継ぎの円滑化その他交通結節機能の高度化(交通施設及びその周辺の施設における相当数の人の移動について、複数の交通手段の間を結節する機能を高度化することを含む。)、輸送の合理化その他の

交通の利便性の向上、円滑化及び効率化のために必要な施策を講ずるものとする。
(国際競争力の強化に必要な施策)

第十九条 国は、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化を図るため、国際海上輸送網及び国際航空輸送網の形成、これらの輸送網の拠点となる港湾及び空港の整備、これらの輸送網と全国的な国内交通網とを結節する機能の強化その他必要な施策を講ずるものとする。
(地域の活力の向上に必要な施策)

第二十条 国は、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図るため、地域における企業の立地並びに地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成その他必要な施策を講ずるものとする。
(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展)

第二十一条 国は、運輸事業その他交通に関する事業の安定的な運営が交通の機能の確保及び向上に資するものであることに鑑み、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。
(大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要施策)

第二十二条 国は、大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るとともに、当該災害からの避難のための移動を円滑に行うことができるようにするため、交通施設の地震に対する安全性の向上、相互に代替性のある交通手段の確保、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互

間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(交通に係る環境負荷の低減に必要な施策)

第二十三条 国は、交通に係る温室効果ガスの排出の抑制、大気汚染、海洋汚染及び騒音の防止その他交通による環境への負荷の低減を図るため、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物質の排出の抑制に資する自動車その他の輸送用機械器具の開発、普及及び適正な使用の促進並びに交通の円滑化の推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換その他の物の移動の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、船舶からの海洋への廃棄物の排出の防止、航空機の騒音により生ずる障害の防止その他必要な施策を講ずるものとする。

(総合的な交通体系の整備等)

第二十四条 国は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的な交通網を形成することが必要であることを踏まえつつ、道路交通、鉄道交通、海上交通及び航空交通の間における連携並びに公共交通機関相互間の連携の強化の促進その他の総合的な交通体系の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、交通に係る需要の動向、交通施設の老朽化の進展の状況その他の事情に配慮しつつ、前項に規定する連携の下に、交通手段の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(まちづくりの観点からの施策の促進)

第二十五条 国は、地方公共団体による交通に関

する施策が、まちづくりの観点から、土地利用その他の事項に関する総合的な計画を踏まえ、国、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者との連携及び協力の下に推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。この場合においては、当該連携及び協力が、住民その他の者の交通に対する需要その他の事情に配慮されたものとなるように努めるものとする。

(技術の開発及び普及)

第二十九条 国は、情報通信技術その他の技術の活用が交通に関する施策の効果的な推進に寄与することに鑑み、交通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び独立行政法人の試験研究機関、大学、民間その他の研究開発を行う者の間の連携の強化、基本理念の実現に資する技術を活用した交通手段の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第二十六条 国は、観光立国の実現が、我が国経済社会の発展のために極めて重要であるとともに、観光旅客の往來の促進が、地域間交流及び国際交流の拡大を通じて、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図り、並びに国際相互理解の増進に寄与することに鑑み、観光旅客の円滑な往來に必要な交通手段の提供の推進、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設並びに道路に係る外国語その他の方法による外国人観光旅客に対する情報の提供の推進その他の交通に関連する観光旅客の往來の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第三十条 国は、交通に関する施策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、交通に関し、我が国に蓄積された技術及び知識が海外において活用されるように配慮しつつ、国際的な規格の標準化その他の国際的な連携の確保及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(協議の促進等)

第二十七条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進を図ることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(国民等の立場に立つた施策の実施のための措置)

第三十一条 国は、国民等の立場に立つて、その意見を踏まえつつ交通に関する施策を講ずるため、国民等の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第二十八条 国は、交通の動向に関する調査研究その他の交通に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点から、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

第三節 地方公共団体の施策

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十五年四月五日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき入港禁止の実施につき、同法第五条第

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国土交通省設置法の一部改正)

2 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「(平成二十三年法律第百二十三号)」の下に「交通政策基本法(平成

第二十五年法律第 号)」を加える。

第十四条第一項第三号中「観光立国推進基本法」を「交通政策基本法、観光立国推進基本法」に改める。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十六日

国土交通委員長 藤本 祐司

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十五年四月五日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき入港禁止の実施につき、同法第五条第

平成二十五年十一月二十七日 参議院會議録第十号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件 投票者氏名

三二

一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)
右は本院において承認することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十五年十一月二十一日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更に

ついて」平成二十四年四月三日閣議決定に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国の

みならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

特定船舶

北朝鮮船舶の全ての船舶

入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十五年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶籍船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十五年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

投票者氏名

日程第一 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)
賛成者氏名

二二三名

愛知 治郎君	青木 一彦君
赤池 誠章君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大沼みずほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北川イツセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤ゆかり君	酒井 庸行君
山東 昭子君	島尻安伊子君
島田 三郎君	島村 大君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君

中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原しゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君

平成二十五年十一月二十七日

参議院會議録第十号

投票者氏名

郡司 彰君	小西 洋之君	松田 公太君	水野 賢一君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
小林 正夫君	小見山幸治君	薬師寺みちよ君	山口 和之君	大沼みずほ君	大野 泰正君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	山田 太郎君	和田 政宗君	太田 房江君	岡田 直樹君	森 まさこ君	森屋 宏君
芝 博一君	榛葉賀津也君	渡辺美知太郎君	東 徹君	片山さつき君	金子原二郎君	柳本 卓治君	山崎 力君
田城 郁君	田中 直紀君	片山虎之助君	儀間 光男君	木村 義雄君	北川イツセイ君	山下 雄平君	山田 修路君
津田弥太郎君	徳永 エリ君	清水 貴之君	中野 正志君	北村 経夫君	熊谷 大君	山田 俊男君	山谷えり子君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	中山 恭子君	藤巻 健史君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	山本 一太君	山本 順三君
長浜 博行君	西村まさみ君	室井 邦彦君	荒井 広幸君	古賀友一郎君	上月 良祐君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
野田 国義君	羽田雄一郎君	浜田 和幸君	平野 達男君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	若林 健太君	脇 雅史君
白 眞勲君	浜野 喜史君	興石 東君		佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
林 久美子君	広田 一君			酒井 庸行君	島尻安伊子君	足立 信也君	相原久美子君
福山 哲郎君	藤末 健三君			島田 三郎君	島村 大君	有田 芳生君	石上 俊雄君
藤田 幸久君	藤本 祐司君			末松 信介君	世耕 弘成君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
前川 清成君	前田 武志君			関口 昌一君	伊達 忠一君	江崎 孝君	江田 五月君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君			高階恵美子君	高野光二郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君
水岡 俊一君	森本 真治君			高橋 克法君	滝沢 求君	尾立 源幸君	大久保 勉君
安井美沙子君	柳澤 光美君			滝波 宏文君	武見 敬三君	大島九州男君	大塚 耕平君
柳田 稔君	吉川 沙織君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
蓮 舫君	秋野 公造君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	風間 直樹君	金子 洋一君
荒木 清寛君	石川 博崇君			豊田 俊郎君	中泉 松司君	神本美恵子君	北澤 俊美君
魚住裕一郎君	河野 義博君			中川 雅治君	中曽根弘文君	郡司 彰君	小西 洋之君
佐々木さやか君	杉 久武君			中西 祐介君	中原 八一君	小林 正夫君	小見山幸治君
竹谷とし子君	谷合 正明君			長峯 誠君	二之湯 智君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
長沢 広明君	新妻 秀規君			二之湯武史君	西田 昌司君	芝 博一君	榛葉賀津也君
西田 実仁君	浜田 昌良君			野村 哲郎君	羽生田 俊君	田城 郁君	田中 直紀君
平木 大作君	矢倉 克夫君			長谷川 岳君	馬場 成志君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
山口那津男君	山本 香苗君			福岡 資麿君	藤井 基之君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
山本 博司君	横山 信一君			藤川 政人君	古川 俊治君	長浜 博行君	西村まさみ君
若松 謙維君	井上 義行君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	野田 国義君	羽田雄一郎君
江口 克彦君	小野 次郎君			舞立 昇治君	牧野たかお君	白 眞勲君	浜野 喜史君
川田 龍平君	行田 邦子君			松下 新平君	松村 祥史君	林 久美子君	広田 一君
柴田 巧君	寺田 典城君			松山 政司君	丸川 珠代君	福山 哲郎君	藤末 健三君
中西 健治君	藤巻 幸夫君			丸山 和也君	三木 亨君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
真山 勇一君	松沢 成文君			三原しゅん子君	三宅 伸吾君	前川 清成君	前田 武志君

日程第二 裁判官の配偶者同行休業に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

反対者氏名

一八名

愛知 治郎君	青木 一彦君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
赤池 誠章君	井原 巧君	大沼みずほ君	大野 泰正君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
石井 準一君	石井 浩郎君	太田 房江君	岡田 直樹君	森 まさこ君	森屋 宏君
石井 正弘君	石井みどり君	片山さつき君	金子原二郎君	柳本 卓治君	山崎 力君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	木村 義雄君	北川イツセイ君	山下 雄平君	山田 修路君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	北村 経夫君	熊谷 大君	山田 俊男君	山谷えり子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	山本 一太君	山本 順三君
宇都 隆史君	上野 通子君	古賀友一郎君	上月 良祐君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
江島 潔君	衛藤 晟一君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	若林 健太君	脇 雅史君
		佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
		酒井 庸行君	島尻安伊子君	足立 信也君	相原久美子君
		島田 三郎君	島村 大君	有田 芳生君	石上 俊雄君
		末松 信介君	世耕 弘成君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
		関口 昌一君	伊達 忠一君	江崎 孝君	江田 五月君
		高階恵美子君	高野光二郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君
		高橋 克法君	滝沢 求君	尾立 源幸君	大久保 勉君
		滝波 宏文君	武見 敬三君	大島九州男君	大塚 耕平君
		柘植 芳文君	塚田 一郎君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
		鶴保 庸介君	堂故 茂君	風間 直樹君	金子 洋一君
		豊田 俊郎君	中泉 松司君	神本美恵子君	北澤 俊美君
		中川 雅治君	中曽根弘文君	郡司 彰君	小西 洋之君
		中西 祐介君	中原 八一君	小林 正夫君	小見山幸治君
		長峯 誠君	二之湯 智君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
		二之湯武史君	西田 昌司君	芝 博一君	榛葉賀津也君
		野村 哲郎君	羽生田 俊君	田城 郁君	田中 直紀君
		長谷川 岳君	馬場 成志君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
		福岡 資麿君	藤井 基之君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
		藤川 政人君	古川 俊治君	長浜 博行君	西村まさみ君
		堀井 巖君	堀内 恒夫君	野田 国義君	羽田雄一郎君
		舞立 昇治君	牧野たかお君	白 眞勲君	浜野 喜史君
		松下 新平君	松村 祥史君	林 久美子君	広田 一君
		松山 政司君	丸川 珠代君	福山 哲郎君	藤末 健三君
		丸山 和也君	三木 亨君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
		三原しゅん子君	三宅 伸吾君	前川 清成君	前田 武志君

牧山ひろえ君	増子 輝彦君	吉田 忠智君	荒井 広幸君	関口 昌一君	伊達 忠一君	谷合 正明君	長沢 広明君
水岡 俊一君	森本 真治君	浜田 和幸君	平野 達男君	高階恵美子君	高野光二郎君	新妻 秀規君	西田 実仁君
安井美沙子君	柳澤 光美君	主濱 了君	谷 亮子君	高橋 克法君	滝沢 求君	浜田 昌良君	平木 大作君
柳田 稔君	吉川 沙織君	糸数 慶子君	興石 東君	滝波 宏文君	武見 敬三君	矢倉 克夫君	山口那津男君
蓮 舫君	秋野 公造君	山本 太郎君		柘植 芳文君	塚田 一郎君	山本 香苗君	渡辺美知太郎君
荒木 清寛君	石川 博崇君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	山本 博司君	松田 謙維君
魚住裕一郎君	河野 義博君			中泉 松司君	中曾根弘文君	若松 謙維君	佐々木さやか君
佐々木さやか君	杉 久武君			中川 俊郎君	中曾根弘文君	江口 克彦君	竹谷とし子君
竹谷とし子君	谷合 正明君			中西 祐介君	中原 八一君	川田 龍平君	長沢 広明君
長沢 広明君	新妻 秀規君			二之湯 誠君	二之湯 智君	行田 次郎君	西田 実仁君
西田 実仁君	浜田 昌良君			野村 哲郎君	羽生田 俊君	寺田 典城君	平木 大作君
平木 大作君	矢倉 克夫君			長谷川 岳君	馬場 成志君	藤巻 幸夫君	山口那津男君
山口那津男君	山本 香苗君			福岡 資麿君	藤井 基之君	松田 公太君	山本 博司君
山本 博司君	横山 信一君			藤川 政人君	古川 俊治君	真山 勇一君	若松 謙維君
若松 謙維君	井上 義行君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	東 徹君	江口 克彦君
江口 克彦君	小野 次郎君			舞立 昇治君	牧野たかお君	儀間 光男君	川田 龍平君
川田 龍平君	行田 邦子君			松下 新平君	松村 祥史君	中野 正志君	柴田 巧君
柴田 巧君	寺田 典城君			松山 政司君	丸川 珠代君	藤巻 健史君	中西 健治君
中西 健治君	藤巻 幸夫君			丸山 和也君	三木 亨君	荒井 広幸君	真山 勇一君
真山 勇一君	松沢 成文君			三原じゅん子君	三宅 伸吾君		松田 公太君
松田 公太君	水野 賢一君			水落 敏栄君	溝手 顕正君		薬師寺みちよ君
薬師寺みちよ君	山口 和之君			宮沢 洋一君	宮本 周司君		山田 太郎君
山田 太郎君	和田 政宗君			森 まさこ君	森屋 宏君		渡辺美知太郎君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君			柳本 卓治君	山崎 力君		市田 忠義君
市田 忠義君	紙 智子君			山下 雄平君	山田 修路君		吉良よし子君
吉良よし子君	倉林 明子君			山田 俊男君	山谷えり子君		小池 晃君
小池 晃君	田村 智子君			山本 一太君	山本 順三君		大門実紀史君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君			吉川ゆうみ君	吉田 博美君		仁比 聡平君
仁比 聡平君	山下 芳生君			若林 健太君	脇 雅史君		東 徹君
東 徹君	片山虎之助君			渡辺 猛之君	渡邊 美樹君		儀間 光男君
儀間 光男君	清水 貴之君			秋野 公造君	荒木 清寛君		中野 正志君
中野 正志君	中山 恭子君			石川 博崇君	魚住裕一郎君		藤巻 健史君
藤巻 健史君	室井 邦彦君			河野 義博君	佐々木さやか君		福島みずほ君
福島みずほ君	又市 征治君			杉 久武君	竹谷とし子君		

芝 博一君 田城 郁君 津田弥太郎君 那谷屋正義君 長浜 博行君 野田 国義君 白 眞勲君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 市田 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 大門美紀史君 仁比 聡平君 福島みずほ君 吉田 忠智君 主濱 了君 糸数 慶子君 山本 太郎君	榛葉賀津也君 田中 直紀君 徳永 エリ君 直嶋 正行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前田 武志君 増子 輝彦君 森本 真治君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君 又市 征治君 平野 達男君 谷 亮子君 興石 東君	石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 江島 潔君 尾辻 秀久君 大沼みずほ君 太田 房江君 片山さつき君 木村 義雄君 北村 経夫君 小泉 昭男君 古賀友一郎君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 島田 三郎君 末松 信介君 関口 昌一君 高階恵美子君 高橋 克法君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯武史君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 福岡 資麿君 藤川 政人君 堀井 蔵君	磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 衛藤 晟一君 大家 敏志君 大野 泰正君 岡田 直樹君 金子原二郎君 北川イツセイ君 熊谷 大君 小坂 憲次君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 佐藤 ゆかり君 島尻安伊子君 島村 大君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 高野光二郎君 滝沢 求君 武見 敬三君 塚田 一郎君 堂故 茂君 中泉 松司君 中曾根弘文君 中原 八一君 二之湯 智君 西田 昌司君 羽生田 俊君 馬場 成志君 藤井 基之君 古川 俊治君 堀内 恒夫君	舞立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三原じゅん子君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉川ゆうみ君 脇 雅史君 渡邊 美樹君 相原久美子君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君 小川 敏夫君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 櫻井 充君 榛葉賀津也君 田中 直紀君 徳永 エリ君 直嶋 正行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君	牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君 若林 健太君 渡辺 猛之君 足立 信也君 有田 芳生君 石橋 通宏君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大島九州男君 大野 元裕君 風間 直樹君 神本美恵子君 郡司 彰君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 田城 郁君 津田弥太郎君 那谷屋正義君 長浜 博行君 野田 国義君 白 眞勲君	浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前田 武志君 増子 輝彦君 森本 真治君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 井上 義行君 小野 次郎君 行田 邦子君 寺田 典城君 藤巻 幸夫君 松沢 成文君 水野 賢一君 山口 和之君 和田 政宗君 東 徹君 儀間 光男君 中野 正志君 藤巻 健史君 福島みずほ君 吉田 忠智君	林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 江口 克彦君 川田 龍平君 柴田 巧君 中西 健治君 真山 勇一君 松田 公太君 薬師寺みちよ君 山田 太郎君 渡辺美知太郎君 片山虎之助君 清水 貴之君 中山 恭子君 室井 邦彦君 又市 征治君 荒井 広幸君

日程第四 交通政策基本法案(内閣提出、衆議院
送付)

賛成者氏名

二一七名

二名

井上	哲士君	市田	忠義君
紙	智子君	吉良よし子君	
倉林	明子君	小池	晃君
田村	智子君	大門実紀史君	
辰巳孝太郎君		仁比	聡平君
山下	芳生君	山本	太郎君

古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
酒井 庸行君	島尻安伊子君
島田 三郎君	島村 大君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君

吉川	ゆゑみ君	若林	健太君
脇	雅史君	渡辺	猛之君
渡邊	美樹君	足立	信也君
相原	久美子君	有田	芳生君
石上	俊雄君	石橋	通宏君
磯崎	哲史君	江田	五月君
小川	勝也君	小川	敏夫君
尾立	源幸君	大久保	勉君
大島	九州男君	大塚	耕平君
大野	元裕君	加藤	敏幸君
風間	直樹君	金子	洋一君

竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 義行君
江口 克彦君	小野 次郎君
川田 龍平君	行田 邦子君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	藤巻 幸夫君

日程第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)

二三八名

愛知	治郎君	青木	一彦君
赤池	誠章君	井原	巧君
石井	準一君	石井	浩郎君
石井	正弘君	石井みどり君	
石田	昌宏君	磯崎	仁彦君
磯崎	陽輔君	猪口	邦子君
岩井	茂樹君	岩城	光英君
宇都	隆史君	上野	通子君
江島	潔君	衛藤	晟一君
尾辻	秀久君	大家	敏志君
大沼みずほ君		大野	泰正君
太田	房江君	岡田	直樹君
片山さつき君		金子原二郎君	
木村	義雄君	北川イツセイ君	
北村	経夫君	熊谷	大君
小泉	昭男君	小坂	憲次君

長谷川	岳君	馬場	成志君
福岡	資麿君	藤井	基之君
藤川	政人君	古川	俊治君
堀井	巖君	堀内	恒夫君
舞立	昇治君	牧野たかお君	
松下	新平君	松村	祥史君
松山	政司君	丸川	珠代君
丸山	和也君	三木	亨君
三原じゅん子君		三宅	伸吾君
水落	敏栄君	溝手	顯正君
宮沢	洋一君	宮本	周司君
森	まさこ君	森屋	宏君
柳本	卓治君	山崎	力君
山下	雄平君	山田	修路君
山田	俊男君	山谷えり子君	
山本	一太君	山本	順三君

那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	西村まさみ君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	浜野 喜史君
林 久美子君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤本 祐司君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舩君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君

○名

国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年十一月十二日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税に関する質問主意書

我が国の消費税は、国内取引と輸入取引が課税対象となつてゐる。しかし、海外の企業が海外にあるコンピュータ・システムから電子書籍、音楽、ゲーム、ソフトウェアなどを我が国に配信する場合は、日本国外での取引とみなされ、消費税の課税は行われてゐない。以下、海外からインターネット等を経由して我が国に配信される電子書籍等の電子データへの消費税の課税について質問する。

一 現行の消費税法では、国内で行われる電子書籍等の配信については、国内取引として消費税が課税されるが、海外からのインターネット等を通じて電子書籍等の配信については、配信する電子書籍等が同一であっても消費税は課税されない状況にある。内外の企業の競争環境を公平・公正にするためにも、このような国境を越えた役務提供等に対して消費税の課税を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 欧州連合(EU)においては、EU域外からの電子書籍等のインターネット配信について、消費税に当たる付加価値税を課しているが、どのような仕組みで付加価値税を課しているのか、政府の承知するところを示されたい。また、E

U以外の諸外国における課税状況等についても併せて示されたい。

三 安倍内閣総理大臣は、二〇一四年四月に消費税率を八パーセントに引き上げることを決断した。しかし、この消費税の税率引上げまでに海外からのインターネット等の配信に対する課税を行わなければ、消費税を負担する国内企業と負担しない海外企業の競争環境の格差が一段と広がるなど公正な競争という観点から、極めて深刻な問題となる。消費税率の八パーセントへの引上げまでに間に合うよう平成二十六年度税制改正において法改正をすべきであると考え、政府の見解を示されたい。

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税に関する質問に対する答弁書

一及び三について

我が国の消費税制度においては、役務の提供等が行われた場所が明らかでない取引については、当該役務の提供等を行う者の事務所等の所在地で行われたものとされていることから、インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供等は、国外取引として消費税は課されていない。

しかしながら、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)租税委員会における議論や欧州連合(以下「EU」という。)加盟国の制度も参考に、こうした取引に対する消費税の課税の在り方について技術的、専門的な論点も含め検討を行っているところであり、経済活動に対する課税の中立性や公平性、国内外の事業者の事務負担に与える影響、適正な税務執行の確保等の幅広い観点から引き続き検討してまいりたい。

二について

EU域外(以下「域外」という。)からのお尋ねの電子書籍等のインターネット配信(以下「インターネット配信」という。)について、事業者対消費者取引の場合は、サービスの提供を行う域外の事業者が、EU域内(以下「域内」という。)の税務当局に事業者登録を行い、消費者の所在するEU加盟国ごとに、それぞれの国における適用税率によつて納付すべき税額を計算し納税する義務を負うものと承知している。他方、事業者間取引の場合は、サービスの受領者である域内の事業者が当該サービスの提供に係る付加価値税の納税義務を負うという、いわゆるリバースチャージ方式を採用しているものと承知している。

また、EU以外の諸外国の課税状況等については、OECD租税委員会の調査によれば、国外からのインターネット配信について、カナダ、ノルウェーは付加価値税を課している一方、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールは付加価値税を課していないとされている。

アジア太平洋の安全保障に関するフォーラムの設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年十一月十二日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

アジア太平洋の安全保障に関するフォーラムの設置に関する質問主意書

欧州安全保障協力機構は、欧州、中央アジア、北米の五十七か国から成る世界最大の地域安全保障機構である。同機構は、軍備管理、国境管理、人身取引との闘い、テロとの闘い、紛争予防・解決、経済活動、教育、選挙、環境活動、ジェンダー平等、良い統治、人権、メディアの自由と発展、軍事改革・協力、少数民族の権利、法の支配、寛容と無差別等を活動分野とし、加盟国は、同機構の事務局が所在するウィーンに代表部を置いている。ウィーンにおいては、毎週、軍事代表を含む大使級会合が開催されており、安全保障上の課題等に関する二国間又は多国間の対話の枠組みとして機能し、危機の低減や紛争防止を支えている。

一方、アジア太平洋地域には、欧州安全保障協力機構のように、毎週加盟国間の大使級会合が開催されるような、常設的な安全保障に関する対話フォーラムは存在しない。アジア太平洋地域における多国間の枠組みとしては、我が国も参加する東南アジア諸国連合地域フォーラムが存在するが、参加国が大使級会合を毎週開催するような日常的な対話の枠組みとして機能しているとは言えない。

我が国周辺の安全保障環境は、周辺国の軍事力の近代化の継続に加え、北朝鮮によるミサイル発射や核実験実施を含む挑発行為、中国による領海侵入及び領空侵犯を含む我が国周辺海域空域における活動の急速な拡大・活発化などがみられ、一層厳しさを増している。このような中で、我が国は、アジア太平洋地域において、対話により紛争を防止する並びに平和及び安全を確保する取組をより一層進める必要がある。

一 政府は、欧州安全保障協力機構及び東南アジア諸国連合地域フォーラムが、それぞれ紛争防止や信頼醸成などの分野で果たしてきた役割をどのように評価しているか。また、両機構の機能及び役割の違いはどのようなものと認識しているか。

二 アジア太平洋地域においても、欧州安全保障協力機構の機能、すなわち、毎週、大使級会合が開催され、安全保障上の課題等に関する二国間又は多国間の対話の枠組みとして機能し、危機の低減や紛争防止を支える枠組みが必要であると考えているが、政府の認識如何。

三 日本国憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とある。日本政府は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持する」とため、アジア太平洋地域における常設安全保障対話フォーラムの新設を主導すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十五年十一月二十二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員藤末健三君提出アジア太平洋の安全保障に関するフォーラムの設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出アジア太平洋の安全保障に関するフォーラムの設置に関する質問に対する答弁書

一 について
北米、欧州及び中央アジアの諸国並びにモンゴルが加盟する安全保障機構である欧州安全保障協力機構については、冷戦期において北大西洋条約機構加盟国とワルシャワ条約機構加盟国間の緊張の緩和に大きな役割を果たし、また、現在においても、加盟国間における軍事活動の透明性向上のための取組を進めるとともに、経済、環境及び人権・人道の各分野における課題についても包括的に取り扱うことによつて、加盟国間の信頼醸成や紛争予防に貢献していると評価している。

これに対し、アジア太平洋地域における政治・安全保障問題に関する全域的な対話の場である東南アジア諸国連合地域フォーラム（以下「ARF」という。）については、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上や信頼醸成の促進を図る上で、参加国が政治・安全保障情勢に関する率直な意見交換やテロ対策、海上安全保障、軍縮・不拡散等の分野における具体的な取組を進めていくための重要な国際的フォーラムであると評価している。

二及び三について
お尋ねの「危機の低減や紛争防止を支える枠

組み」及び「アジア太平洋地域における常設安全保障対話フォーラムの新設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国としては、日米同盟を基軸としつつ、域内各国の発展段階、政治・経済体制、安全保障観等が多様であるといったアジア太平洋地域の特徴を踏まえ、ARFを含む様々な対話の枠組みの重層的な整備に努めていく考えである。

法科大学院卒業生の処遇に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十二日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

法科大学院卒業生の処遇に関する質問主意書
法曹養成制度検討会議は、平成二十五年六月二十六日の取りまとめにおいて、「現時点においても司法試験の年間合格者数を三千人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることとは、現実性を欠くものといわざるを得ない。」「司法試験合格率が低く、入学者数が定員を大きく下回るなどの課題を抱える法科大学院もあり、（中略）定員削減や統廃合などの組織見直しを更に促進する必要がある。」等を内容とする提言をまとめた。取りまとめにおいては、法曹有資格者の活動領域の拡大や法科大学院の教育の質の向上等についても提言が行われている。

現在、司法試験合格者の約九割は、法科大学院の卒業生である。法科大学院の学生は、学習を進める上で実質的に仕事との両立が困難なため、こ

れまで社会人だった者は、仕事を辞め、収入の道を絶つて学校に通うこととなり、二年から三年間は学業に集中することとなる。こうした覚悟と努力の末に法科大学院を卒業し、司法試験を受験することになるが、その合格率は二十数パーセントである。司法試験に合格すればよいが、試験に合格しない者は、学費や生活費のため大きな借金を抱えた上に、就職でも苦戦を強いられる場合がある。

法科大学院を修了すれば「法務博士」の学位は得ることができるが、現在、この学位は、資格として職を得るために活用できるものではないため、就職において、法科大学院在学期間の学習を評価されない場合が多い。

そこで、当初七割の合格率を実現するとしていた政府の指針を信じて、仕事を捨てて法科大学院に進学し、最終的に司法試験に合格できなかった法務博士取得者の活用を図るべきだと考える。法科大学院では、法学の基礎知識はもちろんのこと、多くの法曹実務家から指導を受けることで問題解決能力を養っているほか、論理的な思考や文章作成の技術を習得しており、法務博士取得者は即戦力として有望である。これを特に立法・行政の場で活用しないことは、国の施策として設立した法科大学院で育成した人材とそこに投入した財源のどちらの点から見ても、国民の納得を得られないと考える。

これを踏まえて、以下質問する。

一 法曹養成制度検討会議の取りまとめに掲げられたそれぞれの提言の実現について、政府として、今後の大まかなスケジュールを示された

二 司法試験に合格した者とともに、最終的に司法試験に合格できなかった多くの法務博士取得

者をどのように活用するか検討する必要がある
と考えるが、政府の見解を示されたい。

三 法科大学院で学んだ成果を社会に役立てるこ
とができるように、一例として、法務博士を国
會議員の政策担当秘書の選考採用審査認定を受
けることができる者の要件として加えることが
考えられる。そのほかにも様々な資格試験の要
件に組み込むといった制度の整備が必要だと考
えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出法科大学院卒業生
の処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員藤末健三君提出法科大学院卒業
生の処遇に関する質問に対する答弁書

一について

法曹養成制度検討会議が本年六月二十六日に
取りまとめた「法曹養成制度検討会議取りまと
め」については、同年七月十六日の法曹養成制
度関係閣僚会議決定(以下「関係閣僚会議決定」
という。)においてその内容が是認され、政府と
して講ずべき措置の内容及び時期が示されたこ
ろである。現在、これに基づき、関係閣僚で
構成する法曹養成制度改革推進会議を開催し、
内閣官房に法曹養成制度改革推進室を置いて、
法曹養成制度改革顧問会議に意見を求めなが
ら、関係閣僚会議決定において、各省庁等の検
討・実施に委ねられた「施策の実施をフォロー
アップする」とともに、「関係閣僚で構成する会

議体」の下で検討することとされた課題につい
て、「二年以内を目途」に検討を行っているこ
ろである。

二について

現在、関係閣僚会議決定に基づき、法曹有資
格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を
設け、その下に分野別の分科会を設置して、法
曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策
等を検討しているところである。

また、文部科学省においては、司法試験に合
格しなかった者を含め、法務博士(専門職)の学
位を有する者(以下「法科大学院修了者」とい
う。)が企業、官公庁等、社会の様々な分野にお
いて活躍することができるよう、各法科大学院
における法科大学院修了者の就職支援の充実を
促すなど必要な方策について検討してまいりた
い。

三について

御指摘の「法務博士を国會議員の政策担当秘
書の選考採用審査認定を受けることができる者
の要件として加えること」については、国会に
おいて判断されるものであることから、お答え
は差し控えたい。また、国家資格試験等の受験
資格等としてどのような要件を設定するかは各
国家資格等の趣旨・目的に応じて各国家資格等
を所管する省庁等が判断するものであることか
ら、法務博士(専門職)の学位を国家資格試験等
の受験資格等と関連付けることの適否について
は、一概にお答えすることは困難である。な
お、文部科学省においては、法科大学院に対
し、法科大学院修了者が広く社会で必要とされ
る法的素養や論理的な思考力を備えることがで
きるよう教育の充実を更に促すとともに、各国
家資格等を所管する省庁等や企業等に対して法

科大学院における教育内容等についての情報提
供を行うなど法科大学院修了者の素養等が十分
に理解されるよう適切な働きかけを行うことを
検討してまいりたい。

特定秘密の保護に関する法律案に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十五年十一月十二日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

特定秘密の保護に関する法律案に関する質
問主意書

政府が今国会に提出した特定秘密の保護に関す
る法律案(以下「本法案」という。)は、行政機関の
一存で安全保障等に関わる情報を特定秘密に指定
し、特定秘密の保有及び取扱いや提供を厳しく制
約して国民や国会及び裁判所から秘匿し、重罰を
もつて特定秘密の漏えいや管理を害する行為によ
る特定秘密の取得を禁ずるものである。

これは報道による取材活動や国民、市民運動に
よる情報開示の働きかけ、国會議員による行政監
視の取組や公正な裁判の維持を阻害し、民主政治
の存続・発展に必須の行政に対するチェック機能
を喪失させることにつながる。

また、特定秘密の取扱者について適性評価を実
施することで、本人のみならず家族、同居人、親
族のプライバシーにまで介入し、併せてこれらの
職務従事者に重罰による行動制約をかけることで
著しく人権を制限することを想定している。これ
が行政機関の職員のみならず契約業者の役職員又

は都道府県警察の職員まで対象となることから、
公益通報者保護法に規定された内部告発者の保護
の趣旨が空文化され、不正告発の抑止につながる
ことは明白である。

また、特定秘密の指定に関し基準があいまいで
あり、指定期間が五年ごとに延長でき、三十年を
超える場合も内閣の承認で可能としていること
は、国民に知られると不都合な情報を永遠に秘匿
することにすらつながる。過去に「日米核密約」が
あったことや、原子力発電に関する情報開示が不
十分で行政や電力会社に対するチェック機能が働
かず、重大な原発災害を招いてきた経過に照らし
ても、主権者たる国民の「知る権利」を阻害し、国
民が求める行政の透明性向上の願いに逆行するも
のである。

本法案が安全保障会議設置法等の一部を改正す
る法律案(NSSC設置法案)と一体のものとして提
案されたことは、集団的自衛権行使に踏み出し、
日米軍事同盟の機能強化を進めようとする安倍政
権が、同盟国との軍事情報共有を念頭にしている
ものと思われ、国際紛争を平和的・非軍事的に解
決することを国是とした日本国憲法の立場を否定
する方向であることも看過できない。

そこで、以下質問する。

一 本法案でいう特定秘密の指定権者であり、特
定秘密の取扱者に対する適性評価の実施者であ
る行政機関の長の具体的な役職名を全て明らか
にされたい。

二 本法案を米国、英国、独国及び仏国の特定秘
密の指定基準と比べた場合、いずれの国もやが
て全情報が公開されることを前提に、秘密、機
密、極秘のような三段階に評価分けして指定解
除期間や取扱者のレベルを区分しているのに対
し、本法案は秘密指定の段階もなく評価基準が

あいまいであり、指定期間(秘匿期間)も五年たつごとに延長可能な上、三十年以上の秘匿も内閣承認で可能である。これは、情報公開制度を根本において否定するものであり、民主国家の在り方、行政の透明性について、米国等からの大きな立ち遅れを生むものと考え、政府の見解を明らかにされたい。

三 米国における秘密保護法制と本法案及び我が国での情報公開制度を比べた場合、日本ではアメリカ連邦政府情報公開法のような行政の透明性や知る権利を司法制度も含めて保証する法制度が確立していない。例えば、米国の場合、政府が情報開示請求に不開示決定を行い請求者がこれを不服とした場合、直ちに審査は司法の場に移され、政府には不開示決定の適法性について立証責任が生ずるが、我が国では不服申立てを受けた情報公開・個人情報保護審査会が、政府の不開示決定を相当と認めればそれまでである。その後、裁判で開示請求の正当性を争つても、同審査会の決定を理由として、開示請求者の求めが認められることは難しい。このような状況下、国民の知る権利が特定秘密保護法制によって一方的に制限・縮小される恐れがあるといえるのではないか。

四 本法案の特定有害活動の規定について、報道による取材活動や市民運動の活動家による行動が該当する可能性はあるか。また、具体的に想定されている特定有害活動の事例を示された。

五 本法案第二十一条で「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な権利を不当に侵害することがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道

又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」とされることについて、報道の自由に対し、どのように具体的に配慮するのか。「法律を拡張して解釈」とは、具体的にどのようなことをいうのか。また、政党や宗教団体の機関紙は、その配慮の対象となるのか。

六 本法案では特定秘密の取扱者について、大臣、政務官等を除き適性評価を受けることになるが、これが行政機関職員や契約業者の就業等の中で「忠誠度の高いもの」、「そうでないもの」という区分を生み、組織運営や人事取扱い上の不都合、差別・不利益をもたらすのではないか。適性評価を受けることを拒否した者について、人事上の不利益取扱いが生じないような措置をとるのか。また、適性評価の結果、特定秘密取扱いに不適性と結果が出た者に対する人事上の不利益取扱いが生じないような措置をとるのか。

七 本法案による適性評価は家族、同居人、親族にいたるまでの調査が想定されているが、これらに対する調査は対象者本人の同意は取らず無断で行うのか。評価を受ける者が提供する情報以外に、どのようにして家族、同居人、親族についての情報を得るのか。

八 本法案に基づく適性評価を受け特定秘密の取扱者になった場合、故意・過失ともに秘密漏えいの際、厳罰を受けることになるが、これは行政機関職員、契約業者の役職員等が、特定秘密に関わる問題での不正に対する内部告発を行うことを抑制することになるのではないか。本法案については、公益通報者保護法との関連について何ら触れられていないが、内部告発者保護と本法案による重罰による行動制約の関係につ

き、政府の見解を示されたい。

九 自由民主党所属議員が「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を提出した昭和六十年六月以来、本法案が想定する特定秘密に当たる情報が漏えいした重大な事案が発生したことはあるか。具体的に示されたい。

十 本法案の目的(第一条)に「高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中」とあるが、これは本来サイバーセキュリティの分野の問題であり、そうした方面での具体的・技術的対策こそ強化されるべきではないか。本法案が高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴う情報漏えいの危険にどの条項でどのように対処することを規定し、具体的にどのようにセキュリティが向上することを目指すしているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十五年十一月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出特定秘密の保護に関する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出特定秘密の保護に関する法律案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」という。)における行政機関の長は、内閣総理大臣、内閣法制局長官、原子力防災会議、安全保障会議、中心市街地活性化本部長、

地球温暖化対策推進本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長、都市再生本部長、知的財産戦略本部長、構造改革特別区域推進本部長、地域再生本部長、郵政民営化推進本部長、道州制特別区域推進本部長、総合海洋政策本部長、宇宙開発戦略本部長、総合特別区域推進本部長、人事院、宮内庁長官、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁長官、消費者庁長官、総務大臣、公害等調整委員会、消防庁長官、法務大臣、公安審査委員会、公安調査庁長官、外務大臣、財務大臣、国税庁長官、文部科学大臣、文化庁長官、厚生労働大臣、中央労働委員会、農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官、経済産業大臣、資源エネルギー庁長官、特許庁長官、中小企業庁長官、国土交通大臣、運輸安全委員会、観光庁長官、気象庁長官、海上保安庁長官、環境大臣、原子力規制委員会、防衛大臣、警察庁長官及び会計検査院のほか、本法案第二条第四号及び第五号の政令で定める機関について、その機関ごとに政令で定める者(合議制の機関にあつては、当該機関である。二及び三について

特定秘密である情報が記録された文書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)第二条第二項の行政文書として情報公開法が適用される。また、本法案の適用に当たっては、本法案第二十一条第一項の規定により、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由十分に配慮しなければならないこととされている。

したがって、本法案は、御指摘の「情報公開制度を根本において否定するもの」でも、「国民

の知る権利が一方的に制限・縮小される恐れがある「ものでもない」と考えている。

なお、情報公開法第十八条の規定に基づき、開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問した上で裁決又は決定をすることとなるが、開示決定等の取消しを求める訴訟がその後提起された場合にも、情報公開・個人情報保護審査会の答申は、裁判所の判断を拘束するものではなく、また、不服申立てを経ない当該訴訟の提起も、もとより可能である。

四について

お尋ねの「報道による取材活動」や「市民運動の活動家による行動」が、具体的に何を指すのかは必ずしも明らかではないが、これらが外国の利益を図る目的で行われるものでなく、又は我が国及び国民の安全を著しく害し、若しくは害するおそれのあるものでなければ、特定有害活動に該当しない。特定有害活動の具体的な事例としては、外国の工作機関が日本人の拉致を行う活動が挙げられる。

五について

お尋ねの「報道の自由に対し」、「十分に配慮しなければならない」とは、本法案の適用に当たって、報道の自由が不当に制約されることのないように配慮することをいう。

また、お尋ねの「法律を拡張して解釈する」とは、一般に、法律の規定を、その通常意味するところを超えて広く解釈することをいい、例えば、本法案の別表のある文言をその通常意味す

るところよりも広く解釈して特定秘密の指定を行うことである。

さらに、お尋ねの「政党や宗教団体の機関紙」が、具体的に何を指すのかは必ずしも明らかではないが、これらが本法案に規定する報道に該当する場合には、配慮の対象となるものと考えている。

六について

本法案第十六条においては、行政機関の長等は、特定秘密の保護以外の目的のために、適性評価の実施に同意しなかつたこと等の個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならないこととされており、適性評価制度の導入により、御指摘の「組織運営や人事取扱い上の不都合、差別・不利益をもたらす」ことはないと考えている。

七について

評価対象者の家族等の氏名等の情報は、主として、評価対象者から入手することが想定されるが、いずれにせよ、適性評価は、あらかじめ、調査を行う旨を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものである。

八について

公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)第一条第三項の通報対象事実、それ自体が特定秘密であることが想定し難く、本法案について、御指摘の「内部告発を行うことを抑制することになる」とは考えていない。

九について
特定秘密に該当し得る情報が漏えいした重大な事案としては、例えば、平成十七年に発生した中国潜水艦の動向に関する情報の漏えい事件がある。

十について

特定秘密を保有する行政機関の長等は、本法案第五条第一項等の規定により、特定秘密の保護に必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとされるが、こうした措置には、特定秘密を電磁的記録で保存し、又は伝達する際に暗号化すること等が含まれると考えられる。

これにより、不正アクセス等による情報漏えいの危険性が低減し、お尋ねの「セキュリティが向上する」とは考えている。

道路交通法に基づく点数制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年十一月十三日

葉師寺みちよ

参議院議長 山崎 正昭殿

道路交通法に基づく点数制度に関する質問主意書

現在、交通違反や交通事故(以下「違反等」という。)には、その内容によつて基礎点数や付加点数が定められている。自動車や原動機付自転車の運転者に違反等があったとき、その違反等があった日から過去三年間の累積点数が、処分の基準点数に達した場合、運転免許の取消しや停止等の処分が行われている。現在、その点数を加算する行為は、行政処分には該当しないとの判断で運用されている。

しかし、違反者は、行政の行う不利益処分の受諾者であり、点数加算が即座に運転免許の取消し

や停止の不利益処分に至ることを鑑みたとき、看過することのできない重大な事由である。そこで、道路交通法に基づく点数制度による違反等への点数加算が行政処分にあたらない理由を明らかにしたい。

右質問する。

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員葉師寺みちよ君提出道路交通法に基づく点数制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員葉師寺みちよ君提出道路交通法に基づく点数制度に関する質問に対する答弁書

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)別表第二に定めるところにより違反行為に付される点数は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百三条第一項の規定に基づく運転免許の取消し又は効力の停止等を行う際の基準に該当するか否かを都道府県公安委員会において判断する際に用いられるものであり、同表に定めるところにより点数を違反行為に付す行為自体は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないことから、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)上の処分には当たらないものと考えている。

特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十四日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての質問主意書

国家機密を漏洩した公務員らへの罰則を強化する特定秘密の保護に関する法律案(以下「この法案」とする)が平成二十五年十一月七日、衆議院本会議で審議入りしました。この法案と拉致問題の關係について、以下質問します。

一 北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題に関するやり取りは、この法案の別表第二号(外交に関する事項)に該当する特定秘密の対象になりますか。

二 この法案により北朝鮮による拉致問題を特定秘密に指定するならば、その理由は何ですか。過去に拉致問題に関する機密を漏洩した公務員が存在したということですか。

三 現在の拉致問題対策本部は本部長である総理大臣を筆頭に全ての閣僚が構成員として名を連ねています。この法案により拉致問題が特定秘密とされた場合、対策本部会合や対策本部事務局の仕事に影響はありませんか。本年一月二十五日に決定された「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」に掲げられた八項目のうち影響が出るのはどの項目ですか。政府の見解をあわせてお示し下さい。

四 拉致問題に関する問題は多岐にわたつていま

す。拉致問題で諸外国とやり取りする外交分野を特定秘密に指定した場合、それ以外は特定秘密にはならないと理解してよろしいですか。政府は、私が本年一月二十八日に提出した「警察庁が開示した行政文書に関する質問主意書」(第百八十三回国会質問第三号)に対する答弁書(内閣参質一八三第三号)の中で、八百六十八名の家族・親族から現時点での捜査・調査状況について情報提供して欲しいとの依頼があった場合には、各都道府県警察において行方不明者の親族等に対し、捜査・調査に支障のない範囲でその状況を説明している旨の答弁をしています。こうした家族・親族をはじめ国民の拉致問題に関する知る権利は守られますか。政府の見解をあわせてお示し下さい。

五 拉致被害者の確たる生存情報があれば、それは特定秘密に指定されますか。また、拉致被害者の居住場所が確定されたとき、その情報は特定秘密に指定されますか。さらに、特定秘密に指定された場合に、その情報は被害者家族に知らされますか、前述の二つのケースそれぞれについてお示し下さい。

六 外務省はこれまで、拉致問題に関する国民からの情報公開請求に対しては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」とする)第五条第三項の「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を根拠として不開示決定を繰り返しています。この法案によらずとも、情報公開法第五条第三項を適用すれば済む

ことなら、特定秘密に指定しなくても良いのではないですか。

七 安倍首相は、拉致問題を「私の内閣で完全に解決する決意であり、この問題の解決を抜きに日朝の国交正常化はあり得ません」と所信表明演説で述べています。拉致問題をこの法案の特定秘密に指定するならば、どう完全解決に結びつくのか、具体的にお示し下さい。

八 政府は、拉致問題をこの法案の特定秘密に指定することを、政府認定の拉致被害者家族及び拉致の可能性を排除できない現八百六十三名の家族をはじめ、これまで拉致問題の早期解決を願ってきた圧倒的多数の国民世論が望んでいると確信していますか、政府の見解をお示し下さい。

右質問する。

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての質問に別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

特定秘密の指定については、対象となる情報について、特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」という)第三条第一項に規定する要件を満たすかどうかを個別具体的な状況に即し

て判断する必要がある、一概にお答えすることは困難である。

また、これまでも各都道府県警察において、行方不明者の親族等に対し、御指摘のとおり「捜査・調査に支障のない範囲でその状況を説明」してきていると承知しているが、本法案により「捜査・調査に支障のない範囲」が縮小されるものではなく、引き続き、各都道府県警察において同様の措置をとるものと承知している。

なお、御指摘の「家族・親族をはじめ国民の拉致問題に関する知る権利」を始め、国民の知る権利に十分に配慮することは、重要なことであると認識している。

三、七及び八について

お尋ねの「拉致問題が特定秘密とされた場合」及び「拉致問題をこの法案の特定秘密に指定する」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。

六について

本法案は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もつて我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであり、このような目的は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の適用のみによつて達成することは困難であると考えている。

復興体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十五日

参議院議長 山崎 正昭殿
江口 克彦

復興体制に関する質問主意書

東日本大震災の発生から二年半以上が経過し、被災地ごとに状況は異なるものの、復旧の段階から、本格的な復興に向けた段階へと進んできている。これまで、復興を推進する様々な法律制度が整備され、司令塔となる復興庁が設置されたことにより、復興に向けた体制は整っているかに見えるが、政府は、被災者や被災地によつて異なる状況に対し、適時適切な対応を行つていく必要がある。そこで、以下のとおり質問する。

一 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理する立場であるが、各府省との二重行政の弊害を解消できていないとの指摘がある。復興行政の一元化を図るため、復興庁の権限を強化することについて、政府の見解を明らかにされたい。

二 被災地の実情に合った復興を実現するためには、被災地の地方公共団体が、各々の策定した復興計画にのっとり、必要な施策を各々の裁量で自由に実施できることが望ましい。また、地方分権の観点からも、財源や職員を含めた復興に必要な施策に関する国の権限を、被災地の地方公共団体に移管等することについて、政府の見解を明らかにされたい。

三 復興交付金制度は、国が定める基幹事業(五省四十事業)の中から被災地の地方公共団体に

事業を選択させる制度であるが、被災地の地方公共団体などから、対象事業の拡充・弾力運用等の要望が示されている。政府は、このような復興交付金制度に関する要望をどう受け止め、対応を検討しているのか。また、具体的に復興交付金制度の見直しを行うことを予定しているのか、明らかにされたい。

四 東日本大震災復興基本法において、国は復興に必要な措置を、「東日本大震災復興基本方針」に基づき講ずることとされている。この復興基本方針において、「各府省は、被災地域における各府省の出先機関が、被災者や被災した地方公共団体からの要望等に対して、現地で迅速に判断・対応することができるよう、復興施策の実施に必要な事務・権限について、本省から出先機関への委任等を行う」という規定がある。本規定に基づき、各府省において、これまでに実際に採られた措置を、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出復興体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出復興体制に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「復興行政の一元化」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、復興庁においては、復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)

第四条第二項に基づき、東日本大震災からの復興に関する事業(以下「復興事業」という。)に關し、關係地方公共団体の要望を一元的に受理し、当該要望への対応に関する方針を定めるほか、復興事業に必要な予算を一括して要求し、確保するとともに、復興事業の実施に関する計画を定め、關係行政機関に予算を配分して執行させる等の事務をつかさどっており、同法第三条第二号に定める主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行に努めているところである。現時点において、同法を改正して同庁の権限を強化することについて検討する予定はない。

二について

東日本大震災からの復興については、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第十条に規定する地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るという趣旨に基づき、許可の手續についての特別の措置や、規制についての緩和措置等を講じているところであり、今後とも、被災地の地方公共団体が能力を発揮できるよう、被災地の地方公共団体の要望を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

三について

復興交付金については、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に充てることがされており、具体的には、土地地区画整理事業、集団移転促進事業等の基幹事業及び基幹事業に関連して被災地の地方公共団体が自主的かつ主体的に実施する効果促進事業

等とその対象としているところ、これまでも、効果促進事業等に係る復興交付金の交付に係る運用の柔軟化等に取り組んできたところであり、今後とも、被災地の地方公共団体の要望を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

四について

お尋ねについては、情報通信技術利活用事業費補助金、東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金等の交付に関する事務の一部を地方支分部局に委任する措置等がある。

遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療に関する臨床研究の促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十八日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療に関する臨床研究の促進に関する質問主意書

生物の多様性を守るために遺伝子組換え生物等の使用等を規制し、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(以下「カルタヘナ議定書」という。)の取決めを実施するための国内法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)においては、医薬品及び医療分野も対象としており、遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療

に関する臨床研究の妨げになつてゐるとも言われている。そこで、遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療に関する臨床研究に対する規制に関し、以下質問する。

一 カルタヘナ法による医薬品及び医療分野に対する規制が、我が国の遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療の臨床研究のスピードを著しく遅延させる要因となつてゐるとの意見があるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 カルタヘナ法の規制対象に医薬品及び医療分野が含まれてゐるが、カルタヘナ議定書を批准してゐる先進国において、医薬品及び医療分野に関し日本と同様な規制を行う国内法があるのか、政府の承知するところを具体例とともに示されたい。

三 我が国の医療・健康関連分野の研究開発推進のため日本版NIHの創設が議論されてゐる中、遺伝子組換え医薬品等の迅速な開発等をすすめるためには、カルタヘナ法の見直しも検討すべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 遺伝子組換え医薬品を迅速に承認するためには、今後も独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査体制を強化すべきだと考えてゐるが、政府は審査体制強化のための取組を行っているか。行つてゐる場合には、具体的な取組を示されたい。

平成二十五年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療に関する臨床研究の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療に関する臨床研究の促進に関する質問に対する答弁書

一について

遺伝子組換え技術を用いた医薬品(以下「遺伝子組換え医薬品」という。)の開発及び遺伝子治療の臨床研究に用いる遺伝子組換え生物等(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号。以下「カルタヘナ法」という。)第二条第二項に規定する遺伝子組換え生物等をいう。)については、カルタヘナ法に基づき、その使用等に当たつて、厚生労働大臣及び環境大臣が遺伝子組換え医薬品等の特性などを踏まえ、生物多様性影響について評価を行った上で、その承認を行うなどの措置を適切な期間内に講じており、政府としては、御指摘の「著しく遅延させる要因」となつてゐるとは考えてゐない。

二について

お尋ねについては、例えば、欧州においては、欧州連合指令に基づき、遺伝子治療に用いる医薬品の承認の審査に当たつて、当該医薬品の特性などを踏まえ、環境への影響について評価を行うなどの規制が行われてゐると承知してゐる。

三について

政府としては、遺伝子組換え医薬品の迅速な

開発等を推進するため、カルタヘナ法に基づく承認等の手続の見直しを検討してまいりたい。

四について

お尋ねについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、遺伝子組換え医薬品を始めたとする先端技術を応用した医薬品等の迅速な審査に向けた体制の強化のため、組織の見直し及び常勤職員増員の増員に取り組むとともに、審査員の先端技術に関する専門的知識の向上を図るため、平成二十四年度から、医薬品等の安全性及び有効性の評価方法の確立に資する研究を実施する大学等と連携し、人材交流を実施してゐるところである。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律及び今後予定されてゐる環境関連法令の改正等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十八日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律及び今後予定されてゐる環境関連法令の改正等に関する質問主意書

第百八十三回国会で成立した放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)及び今後予定され

てゐる環境関連法令の改正等について、以下質問する。

一 平成二十五年六月十三日に参議院環境委員会で採択された整備法案に対する附帯決議の各項目について、現在の進捗状況と今後の取組予定について明らかにされたい。

二 整備法により改正された大気汚染防止法を始めとする水質汚濁防止法、南極地域の環境の保護に関する法律及び環境影響評価法の四法に関し、改正後の政省令等の策定作業について、詳細を明らかにされたい。

三 前記二の四法以外の環境関連法令において、放射性物質による環境汚染を防止する措置を講ずるための規定の整備を行うことを目的とした改正の予定はあるか。改正が予定される場合、現在の進捗状況について、詳細を明らかにされたい。

四 現在、東京電力福島第一原子力発電所構内から大量の放射性物質を含む汚染水の港湾内及び港湾外の外洋への流出が継続してゐるが、本来であれば、放射性物質の適用除外規定を削除した水質汚濁防止法の適用により、この汚染水に対する規制措置がなされなければならない。整備法による法改正には、この種の汚染水の排出に対する規制基準の設定及びその防止措置並びに排出基準違反及び措置命令等に係る違反に対する罰則が盛り込まれてしかるべきであつたと思料するが、今後、水質汚濁防止法の改正を行う考えはないか、明らかにされたい。

五 現在、全国各所で放射性物質を含む廃棄物の焼却処理が行われてゐるが、これらの焼却処理に対しても、前記四の場合と同様に、大気汚染

防止法における放射性物質の排出に対する規制基準の設定及びその防止措置並びに排出基準違反及び措置命令等に係る違反に対する罰則が盛り込まれてしかるべきであったと思料するが、今後、大気汚染防止法の改正を行う考えはないか、明らかにされたい。

六 今般、滋賀県琵琶湖の鴨川河川敷において、放射性物質を含む木材チップ類の不法投棄が発覚した。この種の事案に対して、現行の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法で定められた不法投棄事犯としての処罰はもとより、放射性物質を含む廃棄物の不法投棄に対しては一段と厳しい罰則、モニタリング及び改善措置等の規定が必要であると思料するが、現行法令の改正や新法の制定を行う予定はないか、明らかにされたい。

七 放射性物質を含む一般廃棄物及び産業廃棄物の発生源並びに中間処理、最終処分及びリサイクル等の処理処分の追跡調査を行う必要があると考えるが、実施する予定はないか、明らかにされたい。

八 福島第一原子力発電所から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に違反する高線量の放射性物質を含む汚染水の垂れ流しが継続している事態に対して、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の適用を検討するべきではないかと思料するが、その予定はないか、明らかにされたい。

平成二十五年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律及び今後予定されている環境関連法令の改正等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律及び今後予定されている環境関連法令の改正等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、昨年、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第五十一条の規定により環境基本法(平成五年法律第九十一号)が改正され、放射性物質による環境の汚染を防止するための措置も同法の対象とされたことを受け、法律ごとに個別の事情を踏まえた精査を行った結果、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(平成二十五年法律第六十号。以下「整備法」という。)において、所要の整備を行うこととしたものである。現在、整備法の施行に向けた準備を進めているところであり、今後は、整備法の施行の状況を勘案しつつ、御指摘の附帯決議を踏まえ、必要な措置を講じてまいりたい。

二について

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)については、これらの法律の規定を

改正する整備法の規定の施行の日が整備法の公布の日(平成二十五年六月二十一日)から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とされていることから、当該規定の施行の日までに必要な政省令の整備を行うための準備を進めているところである。また、南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)については、同法の規定を改正する整備法の規定の施行の日が整備法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とされていること、及び環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)については、同法を改正する整備法の規定の施行の日が整備法の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日とされていることから、それぞれの規定の施行の日までに必要な政省令の整備を行うための検討を進めているところである。

三について

放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方については、事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「特措法」という。)第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。)により汚染された廃棄物の処理や除染等の措置等の状況を踏まえつつ、特措法附則第五条及び第六条に基づいて検討することとしている。

四について

東京電力福島第一原子力発電所から廃棄され

る液体の放射性廃棄物の濃度については、原子力規制委員会により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)に基づき必要な規制が行われているところであり、水質汚濁防止法を改正することは考えていない。

五について

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理は、その実施される地域によらず、特措法及び特措法第二十二條の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき実施されており、大気汚染防止法を改正することは考えていない。

六について

御指摘の事案のような不法投棄事案については、特措法及び特措法第二十二條の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法において措置命令や罰則が設けられているなど、既に必要な規定が定められているところであり、現行法の改正や新法の制定を行う考えはない。

七について

事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物については、特措法及び特措法第二十二條の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法に従って、市町村、事業者等が適正に処理することとされている。仮に、その処理において、生活環境の保全上支障が生じ、又はそのおそれがある場合は、市町村長等は、必要に応じ、廃棄物処理法第十九條の四第一項又は第十九條の五第一項に規定する処分者等に対しその処理状況等に

ついて報告させ、当該支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができることとされている。

このため、国がその処理状況等の追跡調査を行う予定はない。

八について

お尋ねは、具体的な事例における捜査機関の活動内容に関わる事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えたい。

一般論として申し上げれば、捜査機関においては、刑事事件として取り上げるべきものがあるれば、法と証拠に基づいて、適切に対処しているものと承知している。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被ばく者の健康調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十八日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被ばく者の健康調査に関する質問主意書

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)により放出された放射性物質は、福島県外にも広く拡散していること、また、当該放射性物質による放射線が人の健

康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等を考慮すれば、政府は、原発事故により放射線被ばくを受けた国民の健康影響について、取りこぼすことなく確実にその詳細を把握すべきであり、そのために行われる健康調査についても責任を持って積極的に関与すべきであることは、論をまたない。

このことを踏まえ、原発事故により放出された放射性物質により被ばくした者(以下「被ばく者」という。)に対する健康調査に関する政府の基本的認識につき、以下質問する。

一 原発事故により放出された放射性物質は、福島県内に留まらず県境を越え、広く東北地方、関東甲信越地方、更に東海地方にまで及んでいることは周知の事実である。このような未曾有かつ甚大なる国土の放射能汚染とともに、いまだ放射性物質が健康に及ぼす影響が科学的に解明されていない現在においては、原発事故による被ばく者を原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に準じて「放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」として広くとらえるべきと考えるが、政府の見解如何。また、政府が原発事故による被ばく者として健康影響を把握すべきと考える調査対象範囲を、その根拠とともに明確に示されたい。

二 平成二十五年十一月十一日、安倍晋三首相は原発事故対策について国がしっかりと前に出るとして、今までの対策を抜本的に見直すことを表明した。原発事故によつて拡散された放射性物質が、福島県を越えて広く拡散されている事実を踏まえれば、各自自治体単位の対策を改め、原発事故による被ばく者については、政府が責任

をもつて、全国の医療機関で無料検査を受ける権利を証明する「被ばく検査健康手帳(仮称)」「(以下「手帳」という。))を配布し、たとえ転居しても全国で無料受診できる体制を整えることが早急に必要と考えるが、政府の認識如何。

三 現在、福島県外において放射能汚染が認められている地域においては、国や自治体が責任を負った体制による甲状腺超音波検査や血液検査、尿検査などの、いわゆる「被ばく検査」が行われていない状況であるため、被ばくによる健康影響を懸念する市民は、市中一般の医療機関において、自主的に希望して検査を申し込まざるを得ない状況である。そしてこれらの検査希望者に関しては、自費診療扱いとするか保険診療扱いとするかは、医療機関ごとにその対応が異なっており、医療現場では混乱が生じている。このような現状を鑑み、全国の医療機関に対して手帳を渡されていない段階の検査希望者の検査に関する診療報酬の取扱いについて、政府が早急に全国的に統一した対策を講じる必要があると考えるが、政府の見解如何。

四 現在の診療記録の保存義務期間は、診療録は五年、画像資料等は二年であるが、被ばく者の診療記録は、例外的に画像を含め今後五十年間の保存義務を課し、放射線被ばくによる晩発性障害に対応できる体制を構築しておくこと、また、甲状腺超音波検査によつて記録された画像データ及び被ばく検査に関わる個人資料は、本人又は保護者の全ての希望者に開示、複写の提供を行うことが必要と考えるが、政府の見解如何。

五 私が平成二十五年十月二十一日に提出した

「放射線被曝防護に関する質問主意書(第百八十五回国会質問第二一号)」に対する答弁書(内閣参質第二一号)によれば、ホールボディカウンタによつて測定できない核種においては尿など生体試料を用いた検査が必要となるとの政府見解が示された。この政府見解をもつてすれば、放射線の人体影響を科学的・医学的に解明する調査・研究体制を構築すること、ホールボディカウンタや尿検査によるガンマ線測定とともに、アルファ線やベータ線も計測できる体制を整備すること、さらに、被ばく者本人の要請があれば染色体検査ができる体制を構築することが、今後早急に必要と考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十五年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被ばく者の健康調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被ばく者の健康調査に関する質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねの「原発事故による被ばく者」の意味するところが必ずしも明らかでないが、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故に係る福島県民の被ばく線量については、福島県が

行った調査において、外部被ばく、内部被ばくともに、放射線による健康影響があるとは考えにくい数値であると評価されていると承知している。

また、福島県以外の地域については、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県及び群馬県において、各県が主体となつて開催された有識者会議等において、被ばく線量の把握も含め、特段の健康調査は必要ないとの結論が出ていることに加え、世界保健機関(WHO)や原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)においても、がんなどの健康影響の増加が認められる見込みはないと評価されていると承知している。

したがって、政府としては、現在、福島県が行っている被ばく線量を把握するための調査等を着実に実施していくことが重要と考えており、御指摘のような検査を無料で受診可能とする体制が必要とは考えていない。

三について

我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付が行われるものであり、医師が患者の症状等に応じて必要と認めた場合に実施されるものでない検査については、保険給付の対象とされていないところ、政府としては、御指摘の「全国的に統一した対策」を講ずる必要はないと考えている。

四について

お尋ねの「被ばく者の診療記録」の意味するところが必ずしも明らかではなく、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)等で定める診療録等

の保存期間を超えて保管すべき記録の範囲や対象者、保管する目的が明らかではないため、お答えすることは困難である。

また、福島県の実施している県民健康管理調査においては、甲状腺検査の結果については、既に受検者の求めに応じ必要な手続を経た上で、必要な画像等を提供していると承知している。

なお、お尋ねの「甲状腺超音波検診によって記録された画像データ及び被ばく検査に関わる個人資料」を民間の医療機関が保有している場合、当該医療機関は、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十五条の規定に基づき、本人から当該画像データ等の開示を求められたときは、原則として、本人に対し開示しなければならないこととされている。

五について

一及び二についてでお答えしたとおり、政府としては、現在、福島県が行っている被ばく線量を把握するための検査、調査等を着実に実施していくことが重要と考えており、御指摘のような追加的な調査等を行うことは必要ないと考えている。

なお、御指摘の答弁書(平成二十五年十月二十九日内閣参質一八五第二二一十)については、セシウム百三十四及び百三十七以外の核種であるトリチウム等を測定するために、尿など生体試料を用いた検査が必要とお答えしたところであるが、住民の内部被ばくを調査する際には、当該検査を行う必要があるとの見解は示していない。

国会と特定秘密保護法案に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿 荒井 広幸

国会と特定秘密保護法案に関する質問主意書

本年十月二十五日に国会に特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」という。)が提出された。特定秘密保護のための法制度は、我が国の社会、国民の安全を確保するため必要なものであり、先進各国においても整備されていることから、法制化自体には賛意を表するが、時期的に拙速、内容が未消化のままであつてはならない。このため、今国会成立にはこだわらず、丁寧な議論を経て修正を加え、次期通常国会の早期に成立させるべきと考える。

他方、国会側の特定秘密情報の取扱いについては、衆参両院で検討し、「提供を求める場合の手続」、「提供される場合」、「提供後の取扱い」といった基本的なルールを法改正も含め、定めるべきである。このため本法案中の国会に関する事項に、「国会に提供する場合の手続等は、国会側で今後検討し、必要な措置を講ずる」旨を盛り込むことも考えられる。

さらに、国会側のルール作りに際しては、特定秘密は秘匿しつつ公益を判断し行政を監視するという基本理念のもと、国会法改正により、提供を受ける衆参合同委員会の新設、提供を受ける新たな会議形態の設定、漏らした場合の議員の懲罰等

について、規定していくことが考えられる。右の点を踏まえ、国会との関係における問題点につき、以下質問する。

一 特定秘密の国会への提供について

1 特定秘密の提供の判断は、行政機関の長にほぼ全面的に委ねられることとなる。この結果、政府側が提供の求めに応じず、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす場合にのみ認められる「内閣声明」(国会法第百四条第三項、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(以下「議証法」という。)第五条第三項。これまで一例のみ)が濫発されるおそれがあるのではないか。

2 秘密を知る者の範囲を制限すること、業務以外に利用されないようにすること等、特定秘密の保護のための措置が、政令で定められることとなるが、国会側が講じる措置を政令で定めることは適当ではないのではないか。

二 国会側への影響について

1 国会から特定秘密の提供を求める場合には、国会法第百四条又は議証法第一条による正規の手続を常に取らなければならないことから、柔軟、機動的な審議の支障となるのではないか。

2 理事会や理事懇談会に対して特定秘密の提供をできないこととなるが、こうした場の場合が秘密保護には適していると考えるが、いかがか。

3 委員会、本会議の「秘密会」でなければ特定秘密を提供しない点について、行政側が国会の審議形態に条件を付するのは、国権の最高機関である国会の権威をないがしろにし、三

権分立の点からも問題があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

4 秘密会に関しては、「秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならぬ」(憲法第五十七条第二項)、「秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる」(国会法第六十三条)と、「記録を公開しない秘密会」について規定があるが、

本法案は単に秘密会に係る規定を引用しているため、会議録が公開されることとなつてしまふ。政府側は、政令で定める「特定秘密の提供のために講ずべき措置」として、「記録を公開しない秘密会」とするように注文を付けると考えられるが、法定されていない要件を政令で付け加えて、議院や委員会の運営に内閣が容喙するのは許されないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

5 国会議員には、免責特権(憲法第五十一条)が認められているため、本会議や委員会等で特定秘密を漏らしても罰せられないこととなる。この点においても、政府側が提供を拒む口実になるのではないか。免責特権は自由闊達な国会審議を保障するために認められており、これを理由に提供を拒否することは憲法の趣旨に反することとなると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

6 (1) 所属政党の会合において、特定秘密とされる事項について、説明し意思決定を形成していく手続も行うことができず、政府の政策が適切であるか否かを政策担

当秘書等が調査したり有識者から意見を聴くこともできなくなることから、政党政治の機能不全、行政監視の弱体化を招くのではないかと。

(2) 過失犯、共謀、教唆及び煽動も罰するとしており、結果として、議員側の一層の萎縮を招き、政府側の優位性をさらに強化させることにつながるのではないかと。

三 本法案が成立し施行された場合には、施行後三年を目途として、法律の施行状況を勘案し、特定秘密の指定、特定秘密の提供その他特定秘密の保護制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきと考えるが、この点につき政府の見解如何。右質問する。

平成二十五年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員荒井広幸君提出国会と特定秘密保護法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出国会と特定秘密保護法案に関する質問に対する答弁書

並びに二の1、3及び4について

特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」という。)が施行され、国会において、特定秘密を保護するために必要な措置が講じられることとなれば、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものではないとして、国会法(昭和二十二

年法律第七十九号)第四百四条第三項又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第五条第三項の内閣の声明を出すことなく、国会の求めに応じ、本法案第十条第一項の規定により、行政機関の長が特定秘密を提供することが可能となることから、御指摘の「内閣声明」が濫発されるおそれがある「ものでも」、「柔軟、機動的な審議の支障となる」ものでもないと考えている。

また、本法案第十条第一項第一号は、行政機関の長が、公益上の必要により特定秘密を提供することができるとして、当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講ずること等の要件を規定することによりその漏えいの防止を図ることとしているが、国会が具体的にどのような保護措置を講ずるかについては、国会の手続及び規則に関する事項であつて、国会において判断されるものと考えており、御指摘の「国会側が講じる措置を政令で定める」ものでも、「国権の最高機関である国会の権威をないがしろにするものでも」、「議院や委員会の運営に内閣が容喙する」ものでもないと考えている。

二の2及び6の(1)について

国会が本法案第十条第一項の規定により提供を受けた特定秘密の關係する事柄について、どのように審査又は調査を行うかについては、国会において判断されるものと考えている。

二の5について
一般論として、政府としては、お尋ねの「免責特権」があることをもって、議員が法律に違

反する行為を行うと考えるものではなく、本法案第十条第一項の適用においても、御指摘の「これを理由に提供を拒否すること」はないと考えている。

二の6の(2)について

お尋ねの「議員側の一層の萎縮を招き、政府側の優位性をさらに強化させる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本法案では、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの保護に関し必要な事項として、所要の罰則規定が設けられるものと考えている。

三について

本法案は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであるが、その施行後は、例えば、特定秘密の指定、当該指定の有効期間の延長、当該指定の解除等の実施状況について、その件数その他参考となる事項を定期的に公表するほか、本法案第十八条第二項の優れた識見を有する者の意見を踏まえて、同条第一項の運用基準を随時見直ししていく考えである。